

平成 27 年度
千葉市包括外部監査の結果報告書
(概要版)

千葉市が実施する廃棄物対策事業
(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、
浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)
に係る事務の執行について

千葉市包括外部監査人
公認会計士 川口 明浩

目次（概要版）

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 外部監査の補助者	2
第2 廃棄物対策事業に関する概要	2
1. 環境局の組織機構（平成27年4月1日現在）について	2
2. 資源循環部各課等の事務分掌について	2
3. 市内清掃施設の配置状況について	2
4. 車両の保有状況について	2
5. 原価計算及び予算・決算の状況について	2
6. 再生利用の推移について	2
7. ごみの収集・処理量について	2
8. し尿処理事業について	3
9. 浄化槽事業について	3
10. 産業廃棄物対策事業について	3
第3 外部監査の結果	4
I 外部監査の総括	4
1. 今年度の外部監査の実施の結果一覧について	4
2. 千葉市清掃事業の沿革及び環境局の経営努力について	4
3. 一般廃棄物（ごみ）処理計画の機能と活用について	7
4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について	7
II 廃棄物対策に係る監査結果について	9
II-1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について	9
1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について	9
（1）家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について	9
（2）指定収集袋の製造・管理及び配送業務について	14
（3）粗大ごみ収集業務について	15
（4）財産管理（物品、被服等）について	16
（5）業務管理について	17
2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について	19
2-1. 公共施設し尿収集運搬業務委託等について	19

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について	21
II-2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について	23
1. 長期責任型運営維持管理業務における補修工事について	23
2. 長期責任型運営維持管理業務における臨機の措置等について	24
3. 運営期間開始時に市が引渡した消耗品等について	26
4. 長期責任型運営維持管理業務におけるモニタリングについて	26
5. 北谷津清掃工場の予防保全について	27
6. 廃止状態にある建物等について	28
7. 焼却灰の再資源化について	30
8. 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査について	32
9. スーパーごみ発電について	33
10. ごみ処理施設の配置・整備計画について	34
II-3. 埋立処分業務について	35
1. 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る運営モニタリングについて	35
2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について	37
II-4 廃棄物指導業務について	40
1. 事業者に対する分別及び適正処理指導業務（大規模建築物関連、事業所管理台帳更新事務）について	40
2. 清掃工場における搬入不適物検査の結果とそれに基づく指導について	41
3. 産業廃棄物対策事業について	42
II-5. 収入未済（債権）管理について	46
1. 廃棄物処理手数料等の徴収・管理について	46
2. 路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料処分について	47
III リサイクル推進に係る監査結果について	48
III-1. 資源物のリサイクル推進について	48
1. リサイクルセンターの管理運営（ごみ中間処理施設）について	48
2. 剪定枝チップ機貸出事業について	50
3. 集団回収事業（古紙・布類の資源化の推進）について	50
III-2. ごみ減量普及啓発事業について	51
1. リサイクル等推進基金充当事業について	51
2. 優良事業者表彰制度について	53
III-3. 3R関連事業に係る予算及び執行管理について	54
1. 3R関連事業に係る予算及び決算の年度推移分析について	54

第4 利害関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

【略記】

千葉市一般廃棄物処理実施計画⇒実施計画

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例⇒条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則⇒適正処理規則

千葉市リサイクル等推進基金条例⇒基金条例

千葉市リサイクル等推進基金運営要綱⇒運営要綱

千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック⇒減量ガイドブック

注：

外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成26年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成27年度

3. 事件を選定した理由

千葉市包括外部監査の結果報告書（以下、「監査結果報告書」という。）1～3頁参照。

4. 外部監査の方法

（1）外部監査の実施目的

監査結果報告書3頁参照。

（2）監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

（3）監査の視点

監査結果報告書4頁参照。

（4）主な監査手続等

監査結果報告書4頁参照。

（5）監査の結果

監査の結果については、監査結果報告書の「第3 外部監査の結果」（35～235頁）に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は37件、意見は73件であった。

（6）監査対象

① 監査対象項目

千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象部局等

監査対象機関は、環境局資源循環部に属する課・所等である。すなわち、廃棄物対策課、収集業務課（中央・美浜環境事業所、花見川・稲毛環境事業所、若葉・緑環境事業所を含む。）、廃棄物施設課（北谷津清掃工場、新港清掃工場、北清掃工場、新浜リサイクルセンター、廃棄物埋立管理事務所）及び産業廃棄物指導課である。

5. 外部監査の実施期間

自 平成27年6月20日 至 平成28年3月31日

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久（公認会計士）、藤井寿（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、松井麻里奈（弁護士）、澤村暁（弁護士）、三島陽（公認会計士）、横塚大介（公認会計士）、大谷勇人（公認会計士）

(2) 監査品質管理担当補助者

古屋尚樹（公認会計士：会計監査等）、須田徹（弁護士：法的側面）

第2 廃棄物対策事業に関する概要

1. 環境局の組織機構（平成27年4月1日現在）について

環境局の組織機構については、監査結果報告書6頁に記載しているとおりであります。すなわち、環境局（274人）は資源循環部（209人）と環境保全部（63人）とに分かれており、そのうち、資源循環部は廃棄物対策課（15人）、収集業務課（27人）、廃棄物施設課（17人）及び産業廃棄物指導課（23人）の各課で構成されている。一方、環境保全部は環境総務課（11人）、環境保全課（23人）及び環境規制課（24人）の各課で構成されている。

2. 資源循環部各課等の事務分掌について

資源循環部の各課等の事務分掌は、監査結果報告書7～10頁に記載しているとおりであります。

3. 市内清掃施設の配置状況について

市内清掃施設の配置状況等については、監査結果報告書11～18頁に記載しているとおりであります。

4. 車両の保有状況について

車両の保有状況については、監査結果報告書19頁に記載しているとおりであります。

5. 原価計算及び予算・決算の状況について

(1) 原価計算の結果について

平成27年度版の『清掃事業概要』に掲載されている原価計算については、監査結果報告書20頁に記載しているとおりであります。

(2) 平成27年度予算の状況について

平成27年度予算の状況については、監査結果報告書21～22頁に記載しているとおりであります。

(3) 歳入・歳出の決算推移について

平成27年度歳入・歳出の決算推移については、監査結果報告書23頁に記載しているとおりであります。

6. 再生利用の推移について

再生利用の推移については、監査結果報告書24頁に記載しているとおりであります。

7. ごみの収集・処理量について

平成26年度収集量及び処理量、平成26年度収集処理内訳、人口とごみ収集量の推移、1人

1日当たりの家庭ごみの排出量の推移、焼却・埋立処分量等の推移及び最終処分量の推移については、監査結果報告書25～28頁に記載しているとおりであります。

8. し尿処理事業について

し尿収集量及び各処理施設投入の推移については、監査結果報告書29頁に記載しているとおりであります。

9. 浄化槽事業について

浄化槽設置基数等の状況、保守点検業者登録数及び法定検査の実施状況については、監査結果報告書29～30頁に記載しているとおりであります。

10. 産業廃棄物対策事業について

排出事業所、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理実績及び監視パトロール業務については、監査結果報告書30～34頁に記載しているとおりであります。

第3 外部監査の結果

I 外部監査の総括

1. 今年度の外部監査の実施の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果を一覧表にして示したものが次の表である。

この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置を必ず実施することに合意したものである。

【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

大項目	中項目	小項目等	A	B	C	D	E	F	G	H
			廃棄物対策課	収集業務課	環境事業所	廃棄物施設課	清掃工場	新浜RC	埋立管理事務所	産業廃棄物指導課
		指摘の合計数（37件）	4	11	5	6	7	0	1	3
		意見の合計数（73件）	19	16	6	6	16	5	1	4
		提案の合計数（1件）	0	1	0	0	0	0	0	0

注1：「新浜RC」は、新浜リサイクルセンターの略、また、「埋立管理事務所」は廃棄物埋立管理事務所の略である。

注2：「①」は「指摘」が1件であることを、また、「1」は「意見」が1件であることを表す。また、「i」は「提案」という区分の創設し、監査対象部門又は市として直接対応することができない意見であるが、法制度の改革により、行政の事務処理がより効率的に実施することが見込まれるもの等を表す。

2. 千葉県清掃事業の沿革及び環境局の経営努力について

(1) 千葉県清掃事業の沿革について（概要）

千葉県清掃事業の沿革については、監査結果報告書40～42頁に記載しているとおりでである。

(2) 環境局の経営努力について

① 千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成24～33年度）について（説明）

千葉県は、平成19年3月には、「環境と資源、次世代のために今できること～挑戦！焼却ごみ1/3削減～」を計画全体のビジョンとして、平成24年度～平成33年度を計画期間とする「千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。

i 計画策定の目的

前計画で掲げた3清掃工場体制から2清掃工場体制への実現とその後の安定

的な処理体制の確立を目指し、3Rの考え方を基本とすることや焼却ごみの更なる削減と再資源化率の向上を目指すことを目的に改定を行う。

ii 前計画における数値目標と進捗状況

平成 22 年度の進捗状況について、ごみの総排出量及び焼却処理量は、実績が計画値を達成していたが、再生利用率、最終処分率及び温室効果ガス排出量は計画値を達成することができなかった。ごみ処理の課題は次のとおり。

- (i) 家庭ごみの有料化、(ii) プラスチック製容器包装の再資源化の推進、
- (iii) 生ごみの再資源化の推進、(iv) 剪定枝等の再資源化の推進、
- (v) 北谷津清掃工場の廃止

iii 計画のビジョン

区 分	前回 (平成 28 年度)	今回 (平成 33 年度)
総排出量	420,000 t	364,000 t
焼却処理量	254,000 t	220,000 t

ビジョンの効果について、今回は 2 つのビジョンを追加している。

前 計 画	①ごみの焼却に伴う温室効果ガスの大幅な排出削減
	②最終処分場の延命化
	③清掃工場の建設費用と維持管理費用の削減
一 歩 先 へ	①新たな資源化と 2 清掃工場での効率的な熱回収による化石燃料などの天然資源の消費抑制
	②温室効果ガス排出量の削減と天然資源の消費抑制に伴う、地球環境保全・持続可能な社会構築への貢献

iv 基本方針 (省略)

v 計画フレームと数値目標

数値目標項目	本計画目標値	
	平成 28 年度	平成 33 年度
総排出量	372,000 t	364,000 t に抑制
焼却処理量	227,000 t	220,000 t に削減
再生利用率	42%	43%に引き上げ
最終処分量	18,000 t	17,000 t に削減
温室効果ガス排出量	86,000 t	83,000 t に削減

vi 目標達成に向けた施策展開 (省略)

vii 計画の推進・管理

- (i) 計画・目標の共有化
- (ii) 毎年度の進捗管理
- (iii) 中間年度 (平成 28 年度) における計画全体の評価と見直し

② ごみ処理手数料徴収制度について（説明）

家庭ごみの削減やごみ処理費用の公平負担を目的に、平成26年2月から家庭ごみ手数料徴収制度を導入している（対象：可燃ごみ・不燃ごみ）。環境局は、家庭ごみ手数料徴収制度の導入効果を次のとおり、考察している。

i 焼却ごみ量について

当初、家庭系焼却ごみ量の10%である約18,000tの削減効果を見込んでいたが、削減量は約16,000tであり、削減率は8.4%であった。家庭系焼却ごみ量と事業系焼却ごみ量の合計の焼却ごみ量の削減率は6.0%であり、平成26年度の年間総焼却ごみ量は、250,531tとなったため、2つの清掃工場処理できる254,000tを下回り、「焼却ごみ1/3削減」を達成した。

ii 不燃ごみ量について

家庭系不燃ごみの削減率は26.4%と大きく削減された。

iii 資源物について

古紙回収量については、家庭ごみ手数料徴収制度導入後の1年間で、新聞が1,000t以上と特に大きく減少し、古紙類全体では約1,600t減少した。

また、布類は21.1%削減、びん、缶及びペットボトルについてもそれぞれ3.2～5.9%削減された。家庭ごみ手数料徴収制度導入後、ごみの分別により資源物の回収量が増加することを見込んでいたが、制度導入前の1年間と比較して、資源物の回収量は減少している。

iv 市民意識について

ごみの減量やリサイクルについて、多くの市民の関心が高まった。また、ごみ分別及び減量の意識の向上だけではなく、家庭から排出されるごみの量が減ったと実感する意見が多数あった。

③ ごみの分別収集等及び直営業務の委託化の努力について（説明）

一般廃棄物処理業務等について、直営による実施から民間委託へと変革がなされ、内部的には財政面でのコスト削減や専門ノウハウの導入が意図されている。

【ごみ処理業務等の民間委託の状況】

平成6年（1994年）：可燃ごみ収集全面委託

平成9年（1997年）：不燃・有害ごみ収集の一部委託を開始

平成17年（2005年）：不燃・有害ごみ収集を全面委託

平成19年（2007年）：北清掃工場において長期責任型運営維持管理事業開始

平成23年（2011年）：新港清掃工場において長期責任型運営維持管理事業開始

平成24年（2012年）：粗大ごみ収集運搬業務（中央区・美浜区）委託

平成25年（2013年）：最終処分場において長期責任型運営維持管理事業開始

平成26年（2014年）：粗大ごみ収集運搬業務（花見川区・稲毛区）委託

平成27年（2015年）：粗大ごみ収集運搬業務（若葉区・緑区）委託

【業務委託の管理のあり方】

単純労務だけではなく、逆に専門性の高い業務についても、直営で実施するよりも、経済的にも有利で、また、民間の高い技術力等を活用した業務委託の方が、より効果的、効率的に業務を実施することができることから、直營業務の外部委託化が進められてきた。このような業務委託化の時代には、次の点が強く求められる。

- i P D C A サイクルを意識した業務の管理に係る知識とスキル等の向上。
- ii 計画段階（P）では、仕様書及び設計の内容の精査と設計内容としての労務費単価及び人工等の実態に合ったルール化。
- iii 委託業務の執行管理（D・C）では、廃棄物施設課等で実施されている長期責任型の業務委託の案件などのように、包括的・長期的で大規模な業務委託の執行状況を計画と実績の比較で把握し、適時、的確に評価すること。
- iv 次年度予算や契約内容に、執行管理の結果や評価（D・C）を適切に反映すること（A）。

3. 一般廃棄物（ごみ）処理計画の機能と活用について

（1）概 要

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。千葉市においては、基本計画を踏まえて、「千葉市一般廃棄物処理実施計画」（以下、「実施計画」という。）を毎年度作成し、告示をしている。

（2）手 続（省略）

（3）結 果

① ごみ排出量予測の利用について（意 見）【廃棄物対策課、収集業務課】

【現状・問題点】

本来、基本計画におけるごみ量の数値目標を踏まえた形で、毎年のごみ処理計画である実施計画が作成されるべきであるが、実施計画におけるごみ量の排出量予測は、基本計画との関連は特になく、過去の実績値から推計している。また、ごみ量の排出量の予測が収集業務課において、ごみ収集運搬に係る委託契約（収集頻度、区域、車種及び車両数等の見直し等。）に活用されていない。

【結果】

ごみ排出量の予測を、ごみ収集運搬事業に係る業務委託契約の設計数値に活用することを要望する。

4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について

（1）概 要

原価計算の目的は、原価計算基準（昭和37年11月8日企業会計審議会）に基づき、財務諸表に表示するための真実の原価を集計するためや価格計算、原価管理、

予算編成・予算統制及び経営の基本計画設定に必要な原価資料の提供等のために実施されるものとされている。千葉市は、平成 22 年度から「一般廃棄物会計基準」（環境省）に基づき、ごみ処理に係る原価を算定している。

これらの一般廃棄物の 1 t 当たり経費の種類別原価について、平成 26 年度までの推移をみると、直近の年度では、概ねごみ量の減少に伴い、単位原価が上昇傾向にある。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 資本的支出（資産計上対象支出）とごみ処理単価の上昇について（指 摘）

【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

平成 26 年度に実施された工事費等のうち、資本的支出に該当する工事について、(i) 公有財産台帳には計上されているが、原価計算上、「資産・負債一覧」や「(別紙 1) 事業用資産内訳」に計上されず、減価償却計算がなされていない案件（新内陸埋立処分場内に設置された吸着塔（4,581 万円））や (ii) 公有財産台帳にも計上されず、原価計算上の「資産・負債一覧」等にも計上されていない案件（新港清掃工場における長期責任型業務委託の中で実施される資本的支出と同視できる案件（固定費 15 億 4,694 万円のうち、本来、市の公有財産台帳に登載されるべき工事委託案件））が存在する。

このように、本来、資本的支出として貸借対照表に計上すべき工事等の案件が当該支出年度のコストとして原価計算上取り扱われていることから、中間処理部門や最終処分部門における種類別原価（円/kg）の推移について、不合理にも、近年における上昇原因の一因にもなっているものと考えられる。

【結果】

したがって、資本的支出に該当する工事や新港清掃工場等で行われている長期責任型業務委託の中の固定費の範疇で実施されている工事委託案件のうち、資本的支出に該当する案件については、各部門の執行状況に係るデータを適時適切に収集する仕組みを構築し、資産計上することにより、ごみ処理に係る単位当たり原価の適正な算定に努められたい。

② ごみ処理単価の上昇と業務委託の見直しについて（意 見）【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

ごみ処理原価の推移については、種類別原価のグラフ（監査結果報告書 59～61 頁参照）からも分かるとおおり、粗大ごみ等の処理原価を除き、横ばいか又は近年は増加傾向にあることが分かる。その原因の一つには、ごみ処理原価の算定式における分母のごみ処理量が減少していること、同じく分子のごみ処理等の経費がごみの発生抑制に比べて、削減されていないものと考えられる。各部門原価の増減等につ

いて考慮すると、ごみ量の減少率よりも、直接原価の減少率が少ないか（推定：収集運搬部門及び中間処理部門）、又は、直接原価が逆に増加しているか（最終処分部門及び資源化部門）のいずれかである。

【結果】

原価計算の実施部門である廃棄物対策課においては、毎年度原価の状況を原価計算の算定結果から分析し、資源循環部の各課・場・所等が所管する事業のうち、ごみ収集運搬業務委託や長期責任型業務委託等の業務委託費や維持補修費、普通建設工事費等のコスト等の効果や効率性について常に疑問を投げかけ、委託業者等が実施する業務の品質管理とともにコスト改善の努力の実施状況をモニタリングする具体的な仕組みを構築されたい。

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(1) 家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について

① 概要

千葉市は、家庭系一般廃棄物については、資源物、有害ごみ（危険物）、不燃ごみ、可燃ごみ及び粗大ごみの 5 種の分別収集を実施している。資源物については、平成 4 年 10 月からびん及び缶のステーション収集を開始したほか、平成 13 年 2 月からはペットボトルのステーション収集を開始している。また、平成 18 年 10 月からは全市において古紙・布類のステーション収集を開始した。平成 21 年 10 月から、家庭系可燃ごみの収集回数を週 3 回から週 2 回に変更するとともに、資源物（古紙・布類）の収集回数を月 2 回から週 1 回に変更している。

家庭系一般廃棄物の収集運搬業務については、原則として市から委託を受けた業者が行っている。複数の種類のごみ収集運搬を受託している業者の重複を除くと、業者数は 25 社であり、すべて随意契約である。高齢者や障がい者が排出する粗大ごみや不法投棄ごみは 3 環境事業所が直営で行う体制である。

【平成 26 年度 一般廃棄物の収集運搬業者数、車両数及び委託料】

ごみの種類	収集運搬業者数	車両数	委託料
可燃ごみ	12 社	96 台	1,640 百万円
不燃・有害ごみ	12 社	17 台	288 百万円
資源物	18 社	71 台	1,094 百万円
合計	42 社	184 台	3,022 百万円

なお、平成 26 年度における収集運搬業者と詳細データは、監査結果報告書 67～68 頁に記載しているとおりである。

委託料の積算については、監査結果報告書 68～69 頁に記載しているとおりである。

る。また、一般ごみに係る各収集業者との委託契約の基礎となっている、費目別の費用（月額）については、過去数年間、委託金額の算定方法に変更はない。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 随意契約の見直しについて（意 見）【収集業務課】

【現状・問題点】

市と各収集業者との間ではすべて随意契約（契約期間は単年度）を締結しており、契約を開始した時点での各収集業者と現在に至るまで随意契約を更新し続けている。市と各収集業者との通算の契約期間は次の表のとおりである。通算の契約期間が最も長いもの（B社）は昭和35年4月から50年以上、随意契約を更新することによって、継続して契約関係にあり、最も新しく契約を締結している業者（Y社）も平成15年4月から12年以上という長期の契約関係にある。

【契約開始時期別収集運搬業者数】

収集方法	契約開始時期	業者数
混合収集	昭和35年4月～昭和46年2月	7
2分別（注1）収集	昭和47年5月～昭和49年6月	4
5分別（注2）収集	平成4年10月～平成15年4月	14
合 計		25

注1：普通ごみと粗大ごみの2種類

注2：可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物及び粗大ごみの5種類

現状において各業者の収集経路や各ステーションの要望を収集業務課では把握していない。また、競争入札に変更することは各自治体の判断により実施することができるものであり、競争入札に移行する団体は増加傾向にある。したがって、現状の随意契約を継続し、競争入札に変更することを検討しないことについて、積極的で合理的な理由に乏しい。後述のウ.（イ）で述べるように、契約金額が適正価格を超過していることが懸念され、随意契約により長期に市と収集業務委託契約を取り交わしている業者にとっては、随意契約そのものがある種の「既得権益」化していないか、懸念される。

【結果】

このようなごみ収集運搬業務の委託契約について、競争性についても担保することが可能である競争入札の実施に向けて検討するよう要望する。

イ. 収集運搬業務の指示書と実際の業務実施手法について（指 摘）【収集業務課】

【現状・問題点】

当該業務委託の指示書では、収集運搬時間について、原則として午前8時から午後4時までの業務とされており、午前8時以前の収集作業は禁じられている。収集運搬回数については、可燃ごみは1日3回以上、不燃・有害ごみは1日2回

以上、資源物は1日2回以上とされている。

実際には、後記ウ.(ア)の図表のとおり(監査結果報告書73頁参照)、収集回数が基準に達していない業者がほとんどである。また、収集の回数は多いが1回当たりの収集量が極端に少ない業者もある。さらに、月報で出庫時刻・収集終了時刻が報告されており、収集開始時刻が午前8時以後とされているにもかかわらず、出庫時刻が午前7時30分以前に出庫したことがある業者が多く、中には午前7時以前に出庫したことがある業者もあった。

【結果①】

各業者が提出する月報については、適時、適切に内容を確認のうえ、収集開始時刻の遵守を委託業者に対して指導されたい。

【結果②】

また、F社のように、資源物の収集につき、平均搬入回数が2回と指示書どおりであるが、収集量/容量の値が極端に低い業者もあることから、業務委託の仕様書においては、ごみ収集の回数だけではなく、収集量についても規定することを要望する。

ウ. 委託費について

(ア) 収集車両台数の削減について(指 摘)【収集業務課】

【現状・問題点】

i 可燃ごみに係る収集運搬車両台数及び業務委託料の削減可能性について

可燃ごみに係る収集運搬業者別の収集回数及び収集量等の指標に係る表は、監査結果報告書73頁に記載のとおりである。

この表で分かるとおり、11社中5社において、1日・1台当たりの平均収集回数が3回未満である。仮に収集回数を3.5回、収集量/容量を80%とすると、現在の95台から75台まで車両数を削減することが可能であると試算することができる。その試算を前提とすると、委託料の1台当たりの単価(年間1,707万円)を維持したとしても、委託料は16億2,159万円から12億8,012万円となり、委託料を3億4,147万円削減することができることになる。

収集終了時間から見ても、業務委託の指示書では原則として午後4時までとされているが、月報によると実際には午前11時～午後1時台となっている業者が多く、時間的にも各車両の収集量の負担度合いに相当の余裕があることを示しており、全体として車両数を大きく削減する余地があることが明確に分かる。

ii 不燃・有害ごみに係る収集運搬車両台数及び業務委託料の削減可能性について

不燃・有害ごみに係る収集運搬業者別の収集回数・収集量等の指標に係る表は、監査結果報告書74頁に記載のとおりである。

不燃・有害ごみについては、すべての業者において平均収集回数が2回未満である。しかも、収集容量に占める収集量の平均は64%程度にすぎない。月報によると収集終了時刻も午前10時～午後0時台が中心であり、非常に短時間で収集が終了している。

仮に、1日・1台当たりの収集回数を2回とし、収集量/容量を75%とすると、現在の17台から9台まで車両数を削減することが可能であると試算することができる。その試算を前提とすると、委託料の1台当たりの単価（年間1,697万円）を維持したとしても、委託料は2億8,852万円から1億5,275万円となり、委託料を1億3,577万円削減することができることになる。

iii 資源物に係る収集運搬車両台数及び業務委託料の削減可能性について

資源物に係る収集運搬業者別の収集回数・収集量等の指標に係る表は、監査結果報告書75～76頁に記載のとおりである。

資源ごみについては、収集回数が2回以上の業者は1社(F社)のみであり、その1社も1回当たりの収集量が極端に少ないこと、月報によると収集終了時刻はほとんどが午前中であることから、収集車両台数の削減余地が大きいものと考えられる。

しかし、収集業務課が主張するように、資源物収集車では、コンテナごとびん・缶を積載するため、コンテナ内の量の多少にかかわらず積載できる量は一定であり、また、軽量で嵩の張るペットボトル（専用ネットで収集）をあわせ積むため、最大積載量(2t)までのびん・缶を収集することは到底できないことも確かである。このような現状を踏まえて、仮に、1日・1台当たりの収集回数を2回とし、収集量/容量を50%とすると、現在の71台から31台まで車両数を削減することも可能であると試算することができる。その試算を前提とすると、委託料の1台当たりの単価（年間1,541万円）を維持したとしても、委託料は10億9,396万円から4億7,764万円となり、その差異は6億1,631万円であった。

現状では、受託事業者が任意で実施している積替え作業による効率の向上等、現在の収集方法でも実施可能な施策を検討することも必要である。

iv まとめ（i 可燃ごみ＋ii 不燃・有害ごみ＋iii 資源物）

可燃ごみ及び不燃・有害ごみのそれぞれの収集運搬業務委託において、その設計書上、ごみ収集車両の台数を大幅に削減することが可能であるものと考えられる。この点、適正な業務委託のコスト水準へ収れんさせるための視点と活動が欠けているものと考えられる。

特に、委託業務の効率性に関して、運転手・収集職員の人員を考慮した1台当たり収集車両の運搬ごみ量がいかに効率的であるべきかという標準単位の効率性尺度を市も持つ必要があるものと考えられ、その上で、清掃工場への

搬入距離や市街地、山間地等の収集運搬の効率性に関わる要素を考慮して、標準単位の補正を図る必要がある。

【結果】

委託業者から提出を受けている月報のデータを多面的に分析するなどして、収集運搬業者の業務量の水準が、仕様書に記載している業務量水準の設定された指標等と大きく乖離しないような適正な収集車両の台数を検討されたい。また、業者間の負担を平等化するための収集区域の見直しを検討されたい。

(イ) 単価について (指 摘) 【収集業務課】

【現状・問題点】

まず、一般ごみの費目別の費用について、現場管理費が月額 23～26 万円、一般管理費が 9～22 万円程度計上されている。現場管理費の内容としては、実際には苦情や緊急連絡等に要する人員を想定しているということであった。しかし、月額 23 万円以上もの支払いを行うことには合理的な説明が難しい。また、一般管理費の内容は、ごみの種類によってこれらが大きく変わることは通常なく、適正なコスト水準への減額の余地があるものと考えられる。

次に、希望型指名競争入札により収集業者を選定している粗大ごみ収集運搬業務委託と比較すると、粗大ごみ収集運搬業務委託の落札金額（収集車両 1 台当たりの単価で 84～91 万円）は随意契約による一般ごみ（同 116～128 万円）よりも大幅に低く、落札率は 73～88%程度である。

このように、一般ごみの収集運搬業務委託についても特に委託業務に直接かかる経費（車両関係費）以外の費目全般につき削減余地があるものと考えられる。

【結果】

一般ごみ収集運搬業務委託の単価の設定について、過去数年間、委託金額の算定方法に変更はなく、単価の妥当性について実質的な検討が行われていないことから、希望型指名競争入札を実施している類似案件との適切な比較を行い、また、月報データの分析や人件費等の実勢等を分析した上で、単価の妥当性について検討されたい。

エ. 収集運搬業務に係るモニタリングについて (指 摘) 【収集業務課】

【現状・問題点】

収集回数や出庫時間の記載をみる限り、明らかに仕様書又は指示書どおりに運用されておらず、また、収集車両台数や委託料の削減可能性があるにもかかわらず、それらの削減について検討されていない。また、収集業務課から各業者に対して適切な指導もなされていない。

【結果】

今後は、仕様書等に記載されている収集回数、出庫時間又は収集車両台数等に係る収集運搬業務の実際の運用について、委託業者が適切に実施しているかどうか

か、効果的なモニタリングを実施されたい。

オ. 収集区域の見直しについて（意見）【収集業務課】

【現状・問題点】

現在の収集運搬業務委託の単位としての収集区域は多数の細分化された状況であり、委託業者の立場から見ても業務実施の効率性や経済性に欠ける面がある。また、細分化された収集区域では、収集業務課における業務委託契約の事務処理や委託業者に対するモニタリング業務が極めて煩雑であり、本来実施すべきであると考えられる月報等のデータ分析とそれに基づく委託業者指導が実施されないことが懸念される。

【結果】

多数の細分化された収集業務委託の収集区域について、各収集運搬委託業者にとっても、収集業務の効率性等（範囲の利益）を追求することができるように、また、収集業務課としても適正な業者指導等が可能となるように、一つ一つの業務委託の範囲を広域化するなどの見直しを行うよう要望する。具体的には、市の行政区域を適切に6分割して収集業務区域とするなどの見直しを行うなどである。

（2）指定収集袋の製造・管理及び配送業務について

① 概要

家庭ごみ手数料徴収制度の導入（平成26年2月）に伴い、デザイン等を一新した指定収集袋（以下、「指定袋」という。）を平成25年7月から製造開始しているが、指定袋の製造・管理及び配送業務の概要等については次のとおりである。

- i 指定袋の製造業者、管理及び配送業者はそれぞれ一般競争入札によって決定する（契約期間は、製造業者が3～4か月、管理及び配送業者は約3年）。指定袋の枚数は出庫見込み数量、現在の在庫数量及び適正在庫数から決定しており、袋の種類や大きさごとに入札を行っている。
- ii 製造された指定袋は第三者機関によって試験を受ける。
- iii 管理・配送業務の契約内容は、総価部分（保管）と単価部分（配送）から構成される。
- iv 当初の見込みよりも指定収集袋の売れ行きが大幅に上回ったため、追加でiの契約を締結している。追加の契約はすべて随意契約である。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 指定収集袋の棚卸の確認等について（意見）【収集業務課】

【現状・問題点】

現在、収集業務課が実施している保管業者の指定収集袋の確認業務については、その実施のための手法を記したマニュアル等がない。ちなみに、民間企業の棚卸立会等では在庫のテストカウント（適切なサンプル数で在庫を抜き出して企業が

実施する棚卸の正確性や在庫の実在性等を確認する行為)等が実施され、企業の棚卸作業の正確性等を検証している。

【結果】

収集業務課として実施する指定袋の在庫確認の実施手法について、民間企業におけるテストカウントや必要な仕入及び納品等に係る証票類を入手し検査するなどの方法を含めて、保管業者が実施する指定収集袋の棚卸の実効性を確認することが必要である。そのためには指定収集袋の棚卸の確認等に係る明確な実施マニュアル等を作成し効果的で効率的な検査業務等を実施すよう要望する。

(3) 粗大ごみ収集業務について

① 概要

粗大ごみは有償での個別収集を行っており、収集運搬業者に委託している。ただし、高齢者世帯（原則 65 歳以上）や障がい者で自らまたは家族等の手助けによっても粗大ごみを排出場所まで運ぶことができない場合は、各環境事業所が直営で申込者の自宅に赴き、粗大ごみの収集を行っている。

収集された粗大ごみは最終的に、破砕するものは新浜リサイクルセンターに、布団類、カーペット・畳など可燃のものは清掃工場（中央・美浜区は新港、花見川・稲毛・若葉・緑区は北）に運搬され、処理される。

また、粗大ごみ収集の有料化は平成 10 年 8 月から実施されており、その処理手数料は 370 円から 1,500 円の 4 種類に分かれている。

粗大ごみの収集業務については、平成 24 年 6 月までは市の直営で収集を行っていたが、中央区・美浜区においては平成 24 年 7 月から、花見川区・稲毛区においては平成 26 年 3 月から、若葉区・緑区においては平成 27 年 3 月から、それぞれ外部委託による収集に移行している。

環境事業所管轄別の粗大ごみ収集運搬実績等は、監査結果報告書 92 頁に記載のとおりである。また、環境事業所が直営により実施する粗大ごみの運び出し収集は、監査結果報告書 93 頁に記載のとおりである。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 委託費（収集車両台数の削減）について（指 摘）【収集業務課】

【現状・問題点】

各環境事業所の管轄区域別の粗大ごみの収集状況は、監査結果報告書 94 頁に記載のとおりである。粗大ごみの 1 日・1 台当たり収集量はいずれも 1t 未満であり、使用している 2t 車の容量に相当の余剰があるものと考えられる。また、月報によると、収集終了時刻はほとんど午前中である。

仮に、1 日・1 台当たりの収集回数を 1 回とし、収集量／容量を 75%とすると、現在の市全体の 17 台から 9 台まで車両数を削減することが可能であると試算する

ことができる。現在の委託料の1台あたりの単価（年間797万円）を維持したとしても、委託料は年間1億3,563万円から7,180万円と算定することができ、委託料を6,383万円、削減することができることになる。

このように収集車両台数の削減余地が生じている理由としては、直営の際に使用していた車両数を業務委託による粗大ごみの収集に移行するに際して見直すことなく、そのまま引き継いでいるため、粗大ごみ収集作業車両の数が過大となっているものと考えられる。

【結果】

以上のことから、粗大ごみ収集運搬業務委託について、ごみ収集車両の台数を削減することにより、委託経費を削減することが可能な状況にあるため、月報のデータを分析するなどして適正な収集車両の台数を検討されたい。

イ. 直営による粗大ごみ収集業務について（意見）【収集業務課】

【現状・問題点】

粗大ごみを自ら排出することが困難な高齢者・障がい者等に対して自宅から運び出しをするサービスは非常に有用なものであり、同様のサービスが民間事業者でも実施できるようであれば、費用対効果の観点から合理的な検討を行う必要がある。

例えば、民間の引っ越し業者等が市民の自宅に入って家具等の運び出しを一般的に行っていることから、市民への接し方、粗大ごみの運び出し方をマニュアルに記載したり、研修を行ったりなどして、収集運搬業者に適切に指導すれば、問題なく外部の業者が自宅からの運び出しを行うことは可能であるものと考えられる。

【結果】

したがって、直営による粗大ごみ収集運搬業務については、外部委託により行うことを検討するよう要望する。

（4）財産管理（物品、被服等）について

① 概要

千葉市の物品、被服等の財産管理は、地方自治法及び千葉市物品会計規則等（千葉市職員被服貸与規則を含む。）に基づいて行われている。物品の区分ごとに管理の方法は異なるが、物品の管理の基本は、物品出納員、物品取扱員等が記帳すべき台帳による管理であり、その台帳に基づき、物品の使用等に対応する現物管理である。また、職員が職務遂行上必要とする被服の貸与・管理・返納・亡失による届出等に関しては、「千葉市職員被服貸与規則」に規定がある。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 公有財産の台帳管理について（指摘）【環境事業所】

【現状・問題点】

中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕（260万円）が、修繕料（11

節需用費の細節)として予算化され、当該科目で執行されているが、少なくとも「建物」の改修履歴を建物台帳に記載する必要がある。また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修(430万円)が修繕として処理されているが、以前よりも耐用年数が伸びるとともに、機能が向上している。

【結果】

したがって、中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕について、建物台帳に改修履歴を記載されたい。また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修について、少なくとも取得した新設備等については適正に財産台帳又は備品台帳に登載されたい。

イ. 備品管理について(指 摘)【環境事業所】

【現状・問題点】

各環境事業所においては、各職員が持ち込んだ、備品台帳に記載のないテレビや洗濯機、乾燥機、トレーニング器具等の備品が散見された。仮に備品台帳への登載の必要がないのであれば、消耗品出納簿へ記載する必要がある。

【結果】

実際に廃棄することが確定した備品については確実に物品台帳上での適正な処理を実施されたい。なお、備品台帳に登載されていない器具等について、外部監査での現場往査の後、即座に整理するなど対応がなされたことを確認した。

(5) 業務管理について

① 概 要

各環境事業所は、家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する事項のうち、2区を管轄区域とした事務・作業を行っている。

② 手 続(省略)

③ 結 果

ア. パトロール業務について(意 見)【収集業務課、環境事業所】

【現状・問題点】

各事業所で毎月延べ100~140人程度が通常の業務時間外に行う早朝パトロール(分別排出、持ち去り)及び夜間のパトロール(不法投棄)に従事しているため、各環境事業所においては職員一人当たり15時間程度の時間外労働が発生している。一方、ステーション等に排出される不法投棄ごみのうち、開封調査の結果により、一定程度は小規模事業者からの排出であることが推測されている。環境事業所において小規模事業者に対する指導は所掌事務にないことから原則として実施しない。

【結果①】

時間外労働が多く発生することを抑制するため、必要な教育・指導(研修)を実施の上、環境事業所が行う夜間パトロールの中で、不法投棄監視員のサポ

ートを受けることを検討するよう、要望する。

【結果②】

ごみステーションにおける分別排出の検査のために行う早朝のごみの収集についても、収集業者のごみ収集に合わせて実施し、少人数で効率的に実施することを要望する。また、業務分掌上、小規模事業者の不法投棄指導についても所掌事務の中に含め、本庁部門（収集業務課）だけではなく、現場を熟知した環境事業所の職員による指導業務の可能性について検討するよう要望する。

イ. 苦情処理等について（意見）【環境事業所】

【現状・問題点】

市民からの取り残し（不適正排出等の場合の対応）及び取り漏れ（本来収集すべきごみの、委託業者による収集漏れ）の連絡に対応して、前者は、一定のルールに基づき環境事業所が収集することがある。一方、後者は、業者が収集するものと位置付けている。しかし、市民からの苦情では、そのような行政内部の事情又はルールについて考慮されずに出されるものであり、市民に密着したごみステーション等におけるごみ収集作業においては、日々時間の猶予がなく対応を迫られる問題の一つである。

【結果】

以上のような市民からの苦情・要望に対して効果的、効率的に対応するためには、収集業務課が所管する委託業者とのより緊密な連携を進め、委託業者との情報共有の一層の推進により、委託業者の市民に対する行政サービス面での意識改革を促す現場での活動に更に努めるよう要望する。

ウ. 勤怠管理について（意見）【環境事業所】

【現状・問題点】

職員の勤務時間は、A班が午前8時15分から午後5時まで、B班が午前8時45分から午後5時30分までとなっている。ところが、早朝分別排出指導は午前7時から開始し、夜間パトロールは午後5時から開始しており、分別・排出指導等を土曜日に行っていることから、不可避免的に超過勤務が発生している。各環境事業所において、作業班の職員を中心に毎月10～25時間程度の超過勤務が発生している。このように、環境事業所の通常業務の実施によって超過勤務が恒常的に発生する体制は職員の安全健康管理面においても望ましくないため、i 業務全般の見直しにより効率化を図ること、ii 高齢者・障がい者の粗大ごみの搬出等を環境事業所において行うのではなく、委託業者に行わせることなどが考えられる。また、職員の勤務時間等の割振りを別に定めることにより対応することも考えられる。

【結果】

作業班の職員の勤務時間については、業務全般の見直しによる効率化、業務委

託による対応及び職員の勤務時間の割振りの別途の定め等による対応により、時間外労働時間の発生を抑制し、より効果的な業務実施を目指すよう要望する。

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-1. 公共施設し尿収集運搬業務委託等について

(1) 概要

公共施設し尿収集運搬業務は、使用頻度の少ない汲取り式便所などを一括で計画して収集するために、千葉市清掃事業協同組合へ委託されている。同組合はし尿収集許可業者5社（平成27年3月31日時点では4社）によって構成・運営される事業体であり、実際の公共施設し尿収集運搬業務の作業は、し尿収集許可業者に分担されている。平成26年度決算のし尿収集運搬事業費は45,561,428円であり、そのうち、公共施設し尿収集運搬業務委託費8,964,000円、し尿収集運搬事業助成金は36,322,460円である。なお、し尿汲取り助成金単価は、監査結果報告書110頁に記載しているとおりである。

近年の下水道の普及に伴ってし尿収集件数が減少し、収集運搬許可業者の経営がより厳しくなったため、平成26年4月1日に各助成金単価を一律180円増額改定している。助成金額の改定にあたっては、平成24年度のし尿収集業務の収入から概算経費を控除して損失額の概算を計算し、助成金増額の根拠としている。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

① 公共施設し尿収集運搬業務の委託金額と業務内容の妥当性について（指 摘）

【収集業務課】

【現状・問題点】

公共施設し尿収集運搬業務の委託金額について、委託業者が作成した見積書内訳には、運転手と補助作業員の2人分の人件費が積算されている。しかし、平成26年4月10日の委託業務に当たって、1人で作業していた担当者が実際には作業していないにもかかわらず作業完了の報告をした事案が1件あった。見積書に記載のとおり乗車人数が2人であったならば、作業相互の監視によって虚偽の完了報告を防ぐことができた可能性が高い。

【結果】

今後のし尿収集運搬業務の安定的な運営のために、委託業者や許可業者に対して作業現場における監督と是正の仕組みを構築するよう、適切に指導されたい。

② 支払区分の違いによるし尿助成金単価の根拠について（意 見）【収集業務課】

【現状・問題点】

汲取り対象の性質によって助成金単価と支払対象数が異なっている。

平成 26 年 4 月 1 日に助成金単価を増額改定しており、その根拠資料の提供を受けたが、それ以前の助成金単価の決定については、根拠資料の提供を受けることができなかった。

【結果】

し尿助成金単価については、毎年の助成金予算の確保に係るものであり、増額改定部分だけでなく、その基礎となっている算定根拠についても確認できるよう資料を整えるよう、要望する。

③ し尿助成金単価改正の算定根拠の妥当性について（意見）

【収集業務課】

【現状・問題点】

し尿助成金単価の増額改定の根拠は、その内訳詳細について下記 i. ii. iii. iv のとおり不合理な点を指摘することができる。

- i し尿収集経費の積算に当たって、給与等の人件費を運転手と作業員の 2 人で計算している。しかし、実際には 1 人で作業している事案が確認されていることから費用が過大に計算されていると考えられる。
- ii し尿収集の積算にあたって、事務所費の名目で事務員の給料が集計されている。事務員の給料は車両の台数によって大きく変動するとは考えられない。
- iii 平成 24 年度し尿収集業 5 社の手数料に公共施設に係るものは含まれていない。しかし、し尿収集の概算経費の算定には、公共施設から汲み取ったし尿も含めた衛生センターへのし尿搬入量が積算根拠として利用されている。そのため経費の概算には公共施設のし尿収集に要する費用が含まれており、積算した費用は過大になっていると判断できる。
- iv し尿収集量は、毎年減少の一途をたどっており、過去の実績から考えて今後も減少していく可能性が非常に高いと考えられる。減少率は過年度の実績から概ね推測できる。支給対象件数の毎年の減少を見込んで、その実態に合わせて毎年支給単価を再検討する必要があると考える。

【結果】

上記 i. ii. iii. iv の事実から、助成金単価の増額改定に当たって十分な検討がされているとは言い難い。したがって、許可業者の経営状況や事業の状況を総合的に検証し、助成金金額について見直すことを要望する。また、助成金の計算にあたって、収入を実績で計算しているのに対して経費は概算で計算している。概算金額では収集許可業者の経営の実態を必ずしも反映しているとは言い難いことから、概算ではなく実績の経費を集計し、助成金単価の計算に利用することを要望する。

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(1) 概 要

衛生センター（平成4年6月着工、平成7年8月竣工）では、市内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、前処理を行った後、全量を南部浄化センター（下水道処理施設）へ圧送している。当初、衛生センターでは受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の処理を前処理から高度処理まですべて実施し、放流していたが、近年の下水道設備の普及により衛生センターにおけるし尿等処理量の減少を受けて、平成20年4月から処理コスト削減のために、前処理後、南部浄化センターへ圧送している。なお、平成26年度（2月末現在）におけるし尿処理量は5,342.17k1、浄化槽汚泥処理量は19,407.71 k1であり、それら処理合計は24,749.88 k1であった。

これらの処理を行うための衛生センター管理運営費は、平成26年度で1億3,944万円であり、その主な内訳として、運転管理業務委託費は5,896万円、南部浄化センターし尿・浄化槽処理業務委託費は2,330万円、設備機器修繕費は2,970万円、電気料金は1,226万円であった。

現在の衛生センター内にある水処理設備のほとんどが稼動していない。その遊休設備に係る取得価額の合計は、36億4,734万円である（平成27年9月25日時点の工作物台帳）。

また、衛生センターに隣接する旧衛生センター（竣工：昭和45年12月24日（増設部分の竣工：昭和53年7月27日）は、平成7年8月の稼働停止後、利用されていない。その稼働停止設備に係る建物及び設備の合計（簿価）は、3,153万円である（平成27年9月11日時点の建物台帳（施設））。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 財産管理について（指 摘）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

現在の衛生センター遊休設備及び旧衛生センターの稼働停止の施設については、用途の変更（廃止）に伴う台帳記載事項の変更がなされていない（公有財産規則第39条参照）。現在の衛生センターの遊休設備については、遊休設備の維持管理が未実施であることや近年のし尿処理量の減少を考慮すると、再稼働する見込みは極めて低いものと考えられる。また、旧衛生センターの建物設備については、将来の利用可能性も認められない施設である。

【結果】

公有財産の効率的運用を図るためには、財産の供用の実態及び今後の利用計画の有無に即して、公有財産規則に従って用途廃止の手続を適時に実施されたい。

② 建物台帳の期末簿価について（意見）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

旧衛生センターの稼働終了の施設は、延床面積で 3,025.63 m²、取得価額で 2 億 1,916 万円、期末簿価で 3,153 万円の状況である。

【結果】

旧衛生センターについては、用途の廃止決定により、売却可能資産の評価方法に準じ、実現可能価値等により評価し、実現可能価値等が識別できない場合には、資産価値がゼロ（又は備忘価格 1 円）であるとして評価することを要望する。

③ 廃止状態にある施設に対する火災保険の付保について（指摘）

【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

旧衛生センター建物及び現在の衛生センター遊休設備については、建物総合損害共済の対象として保険の対象に含まれている（公有財産規則第 18 条参照）。また、損害共済での評価額はいずれも再調達価額としている（4 億 9,323 万円）。年間支払保険料は 11,341 円である。

【結果】

したがって、廃止状態にある施設については、損害共済の対象から除くことを検討されたい。

④ し尿等処理施設の効率的な運用について（意見）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

衛生センターでは、し尿等の受け入れや前処理のためには、少なからざる人員や修繕費など維持管理経費を負担している。今後も下水道整備等が進むにつれてし尿の搬入量が減少するものと予想されるため、衛生センターの運営について更なる合理化を行い、効果的で効率的なし尿等の処理が求められているものと考えられる。

例えば、し尿等の前処理業務も含めて、衛生センターの事業を南部浄化センター（下水道局）に一括して事業委託等を実施した場合には、現在の衛生センターの管理運営経費の削減が可能であるものと考えられる（1 億 2,422 万円）。

【結果】

し尿等処理施設の効果的で効率的な運用のために、衛生センターの業務委託費（平成 26 年度：58,968 千円）の内容を見直すと同時に、下水道処理施設への直接投入の可能性の検討を要望する。

他団体では、し尿等の下水道処理施設への直接投入を行っている事例がある。当該事例（国土交通省の補助事業で、北海道の市町村等で実施している直接投入事業の事例）を参考にすることも要望する。

⑤ 水質分析用の薬品管理について（指 摘）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

衛生センターでは、週に一度、南部浄化センターへ報告するために圧送水の水質分析を行っている。水質分析のためには多種多様な薬品が必要であり、毒物・劇物も保管・管理しているが、次のような問題点を指摘することができる。

- i 質量および容器込み重量について、単位が記載されていない。
- ii 質量には容器に入る量（ml）を記載しているが、実際の計測は容器も含めた重量のみ記載されており、薬品の残量が不明確である。
- iii 平成 27 年 7 月 27 日までの管理では、容器の本数によって管理しており、薬品の残量が不明確であった。

【結果】

衛生センターでの管理状況では、仮に容器内の毒物及び劇物が抜き取られていたとしてもすぐには判別できない状況にある（毒物及び劇物取締法第 11 条、第 22 条第 5 項参照）。そのため、使用の都度、その前後に計測および記録を行い、継続的に使用量と残存量を把握するなど、その他薬品も含めて薬品管理を徹底するよう、廃棄物施設課としては業務委託の実施内容をモニタリングし、業務委託契約上の指導を徹底されたい。

II-2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

1. 長期責任型運営維持管理業務における補修工事について

(1) 概 要

ごみ処理費用を適正に抑制するためには、清掃工場の運営について、長期的な視点に立ち、確実かつ安全な操業を確保しながら、民間事業者を活用する等、経済的、効率的な維持管理について、長期的な運用の視点での管理が必要である。北清掃工場の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修工事（以下、「運営維持管理業務」という。）を民間事業者へ委託している（長期責任型運営維持管理事業）。

この長期責任型運営維持管理業務において、委託業者は、設備機能を維持し、かつ施設の稼働停止に至る大規模修繕工事を発生させないため、過去の補修実績等から一定の補修更新工事項目を織り込んだ修繕計画を作成している。

北清掃工場での長期責任型運営維持管理事業運営期間中の総計画費用が 5,000 万円以上の補修更新工事の実施状況（一覧表）は、監査結果報告書 125 頁に記載のとおりである。この表によると、事業計画書（様式 14 号）の補修更新計画にあるが、明らかに実施されていない設備更新等があり、その単純合計額は、4 億 967 万円であった。

(2) 手 続（省略）

(3) 結果

① ろ布の未更新と委託費の減額について（指 摘）【廃棄物施設課、北清掃工場】

【現状・問題点】

清掃工場の設備等に係る修繕計画では、反応集塵装置のろ布更新を平成 21 年度と平成 29 年度（各々 1 億 589 万円）に計画している。しかし、委託業者は、定期的ろ布の状態確認等を行った結果、更新は不要と総合的に判断し、長期責任型運営維持管理業務への移行後はろ布の更新は行われていないことが外部監査の現場視察及び関係資料の閲覧・分析等において把握することができた。ろ布は移行前の平成 13 年度に更新が行われているため、平成 26 年度末現在、10 年以上更新されていない（次回のろ布更新計画：平成 29 年度）。

一方、北清掃工場長期責任型運営維持管理事業契約書によると、委託費の見直し（第 35 条）に関連して、「当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等」の導入により、「委託費の減額がもたらされることを合理的な資料により乙が証明した場合には、当該新技术等の導入及び委託費の減額について、甲及び乙は協議するものとする」としている（第 10 条）。これに対して、北清掃工場においては、新技术等への対応や委託費の見直しの条項にも該当しないものとして、委託業者との間で委託費の減額や見直しについての協議は結果として行っていない。

しかし、この委託費の減額や見直しに関連して、市が行うべき業務範囲の中で「監視」業務等については、北清掃工場では事業実施計画書は毎年度作成されているものの、委託業者により実施される運営維持管理業務の実施状況につき必要十分な「監視」が行われていないものと考えられる（同契約書第 36 条別紙 9）。

また、委託業者は、長期責任型運営維持管理業務運営開始時点での 8 年間の利益計画では、8,012 万円の税引前利益を計画していたが、それと比較して、実際の利益額は 8 年間で 2 億 7,617 万円であり、委託業者に有利な差額として 1 億 9,604 万円の利益が発生していることが分かる。このような有利な差額の要因について、北清掃工場は「監視」の一環として委託業者から合理的な説明を求めている。

【結果】

長期責任型運営維持管理事業においては、当初の計画との乖離が大きく、かつコスト削減額が多額となる事象が発生していると考えられるため、市は委託業者に対して、コスト削減額の按分方法の明確化を含め、委託費の減額や見直しについて契約書（監視条項、新技术等への対応条項及び委託費の見直し条項等）に基づき協議することを検討されたい。

2. 長期責任型運営維持管理業務における臨機の措置等について

(1) 概要

市が収集する可燃ごみ、市民等が直接搬入する可燃ごみ、市の許可業者が搬入す

る可燃ごみ、粗大ごみの破砕可燃残さ等の処理を適正に行うため、市は、北清掃工場と同様に、新港清掃工場の運営維持管理業務を民間事業者へ委託している（長期責任型運営維持管理事業）。

新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業契約書によると、固定費の見直しに関連して、「乙は、災害防止等のために必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない」と規定されている（第25条）。

新港清掃工場では、長期責任型運営維持管理業務への移行後、臨機の措置及び不可抗力による損傷（以下、「臨機の措置等」という。）を原因とした委託費の変更状況は、平成23年度変更額：1億3,500万円、平成24年度変更額：7億6,554万円、平成25年度変更額：6,400万円であった。

（2）手 続（省略）

（3）結 果

① 委託費増加額の妥当性について（意 見）【廃棄物施設課、新港清掃工場】

【現状・問題点】

臨機の措置等を講じたことによって生じた委託費増加額については、新規の契約ではなく本体契約の変更契約であり、委託契約の変更手続に関する規則がないため、当該変更契約の事務手続については、個々の契約の実情に応じて処理している。

【結果】

臨機の措置等を講じたことによって生じた委託費増加額についても、市として、契約手続の恣意性の排除のため、また、経済性・効率性をより追求するためにも、新規契約に準じた契約手続に基づき、特記仕様書、設計図書等の書類を作成するよう要望する。

② 臨機の措置等によって取得した資産について（指 摘）【廃棄物施設課、新港清掃工場】

【現状・問題点】

平成24年度には、臨機の措置により液状化の影響による熱供給設備修繕が実施されている。この修繕の中には、熱供給先と蒸気供給用地下ピットに無線式送受信機を設置するための通信システム変更工事が含まれている。当該変更工事は、蒸気供給先との間で蒸気供給設備の情報を送受信する地下埋設光通信ケーブルが断線されたため実施されたものである。当該修繕は、既存設備の修繕である「熱供給設備改修」部分と新たな機器の設置である「通信システムの変更」部分とに分けられる。後者は新たな機器である無線式送受信機の設置である。

長期責任型運営維持管理業務の中で実施されていることもあり、財産の取得として扱われておらず、公有財産台帳への登載漏れである。

財産としての取得価格は、「通信システムの変更」の額31,600千円に現場管理

費 7,100 千円を直接工事費の内訳で按分した額 4,375 千円を加算した額である 35,975 千円と考えられる。

【結果】

液状化の影響による熱供給設備修繕によって新たに設置した無線式送受信機は資産の取得に該当するため、千葉市公有財産管理規則等に従って公有財産台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。

3. 運営期間開始時に市が引渡した消耗品等について

(1) 概 要

清掃工場の運営維持に際しては、一定の部品については、予備品として工場内に備え置かれる。また、運転により確実に損耗し、寿命が1年以内の部品、点検時に取り替えの必要な部品等は、消耗品として工場内に備え置かれる。このような消耗品及び備品等の使用に関しては、新港清掃工場及び北清掃工場の長期責任型運営維持管理事業契約書において規定されている。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 運営期間開始時の消耗品等について（指 摘）【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】

【現状・問題点】

長期責任型運営維持管理業務の運営期間開始時において、市が委託業者に引渡した消耗品及び予備品について、新港清掃工場では、薬品に関する一覧表は作成されているが、その他消耗品及び予備品に関する一覧表は作成されていない。また、北清掃工場では、予備品に関する一覧表は作成されているが、薬品及びその他消耗品に関する一覧表は作成されていない。

北清掃工場の技術提案書においては、運転管理業務の一環として運営期間中に各種薬品使用実績や消耗品台帳等を毎月提出することが明記されている。しかし、薬品の残量が明記された各種薬品実績表の報告を受けていない。特に薬品の管理については、劇物等に該当するものがあり、それらの管理を法的にも厳格に求められる対象である。また、消耗品についても、消耗品台帳の報告を受けていない。

【結果】

運営期間満了時において、運営期間開始時に市が引渡した消耗品及び予備品と同様の品目、数量を委託業者は市に引渡すものとされていることから、北清掃工場及び新港清掃工場においては、一覧表を適切に作成する等、委託業者との精算品目と数量を確認されたい。

4. 長期責任型運営維持管理業務におけるモニタリングについて

(1) 概 要

市では、監視・立入検査や実績報告書の確認等を行って委託業者による長期責任

型運営維持管理業務をモニタリングしている。新港清掃工場及び北清掃工場の長期責任型運営維持管理事業契約書によると、施設のモニタリング等に関して、甲による監視・立入検査（第 29 条）及び乙による業務の報告（第 30 条）が規定されている。

また、新港清掃工場及び北清掃工場におけるモニタリング等の実施状況は、監視・立入検査に係る「実施結果の記録」以外は概ね実施されている。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① モニタリングの記録について（意 見）【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】

【現状・問題点】

市は、委託業者により提供されるサービスの水準をモニタリングすることで、サービスの質を確保している。しかし、監視・立入検査については、必要に応じて適時実施しているということであるが、確認の結果を記録していない。長期責任型運営維持管理業務が常態化する中でモニタリングの結果を記録として残していないことにより、実際の現場で培われていた知識や経験の習熟機会が不足し、今後の契約更新時において対等な関係を維持することができない可能性が懸念される。

【結果】

監視・立入検査や委託業者の業務遂行状況のモニタリングを実施した際には、モニタリングの際のチェック・ポイントを作成し、評価指標を特定して明確にし、数値化することで客観的にモニタリングを実施し、問題点や改善状況等を記録することを要望する。

5. 北谷津清掃工場の予防保全について

(1) 概 要

北谷津清掃工場は、昭和 52 年 12 月竣工した中間処理施設であり、老朽化施設であるため、平成 28 年度末で廃止予定とされている。したがって、北谷津清掃工場における修繕は、施設の適正運転を維持するために最低限必要な性能・機能・構造強度の水準が維持できる範囲に留めている。

北谷津清掃工場における運転管理業務委託の契約に係る委託仕様書では、運営・維持管理に関する基本方針の中で、予防保全を基本とすることが、明記されている。しかし、予防保全を基本としながらも、平成 26 年度においては設備の故障等により炉が停止し、廃棄物搬入量の調整が必要な状況に陥っている。廃棄物搬入量の調整の一因となった電気集塵機に関連して、平成 26 年度においては、3 回の修繕工事を実施している（平成 26 年 5 月 29 日～平成 26 年 8 月 30 日：26,892 千円、平成 26 年 9 月 20 日～平成 26 年 10 月 20 日：5,292 千円、平成 27 年 2 月 4 日～平成 27 年 3 月 25 日：9,504 千円）

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① ノウハウの蓄積について (意 見) 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】

【現状・問題点】

北谷津清掃工場では、定期整備修繕の実施時期に合わせて、電気集塵装置の修繕を行っている。この修繕における試運転は良好であったが、修繕後に想定を超えたとされる劣化に起因する故障が発生した。この電気集塵装置故障の主な原因については、集塵板の劣化とコンベアチェーンの腐食、老朽化による固着があったためと分析している。しかし、集塵板とコンベアチェーンの交換は、特記仕様書に明記された修繕指定項目には含まれていない。修繕指定項目の選定作業が適切に行われていなかった可能性も懸念される。その点、故障等が発生した場合には、委託業者により機器状況報告書が作成されているが、施設の管理者として、故障等の内容、発生原因・問題点、対応・改善状況、影響、再発防止策等をまとめた報告書等の文書は作成されていない。

【結果】

北谷津清掃工場が稼働後 38 年を経過しようとしている老朽化施設であることを考慮しても、1 年間に複数回も電気集塵装置の故障等により炉が停止し、廃棄物搬入量の調整が生じていることに鑑みると、運転計画に基づいた施設の適正運転が行われているのかを適切に評価する必要がある。また、廃棄物搬入量の調整の発生頻度を少なくするためには、故障等が発生した場合には、機器状況報告書だけでなく、原因・対応・影響・今後の申し送り等を整理して記録することも必要である。併せて、故障等の緊急時の対応について蓄積された対応ノウハウや事例等に基づく対応マニュアルや対応フローを作成することも検討する必要があると考える。以上のような対応を早急に検討するよう、要望する。

6. 廃止状態にある建物等について

(1) 概 要

北谷津清掃工場に隣接する設備のうち、旧職員寮及び焼却灰溶融施設の建物が事実上、廃止状態となっている。

旧職員宿舎 (再調達価額 : 153,882 千円、期末簿価 : 1,538 千円) は、昭和 44 年に入居開始後、老朽化が著しくかつ旧耐震構築物であり、平成 20 年 3 月に廃止となった。一方、プラズマ溶融センター (再調達価額 : 117,000 千円、期末簿価 : 49,374 千円) は、平成 9 年 6 月にごみ焼却灰溶融実証試験の共同研究の終了に伴い、共同研究事業者からの寄付により取得した。実機化に伴う改造費として 2 億 6,700 万円を費やした後、平成 10 年 1 月から本格稼働を開始したが、平成 14 年 12 月 1 日施行のダイオキシン類規制値の変更に対応するためには多大な予算措置が必要であったことから、平成 14 年 3 月に廃止となった。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 廃止状態にある建物の管理について (指 摘) 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】

【現状・問題点】

公有財産管理上は、建物等が老朽化する等、本来の使用に耐えなくなったときは、行政財産の用途変更 (行政財産の用途を他の行政用途に変更すること等) を行う必要がある (千葉市公有財産規則第 39 条参照)。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、用途変更がなされていない。

旧職員宿舎については、将来の利用可能性も認められない建物であることに鑑みると、たとえ撤去が完了していなくても、いわゆる有姿除却すべき状況にある。

一方、プラズマ溶融センターについても、建物内部は一部雨漏りも把握され、安全管理上撤去することが適切である。ただし、新清掃工場 (北谷津用地) の整備計画も検討中であることから、コスト比較等を実施し、その結果によって撤去の時期を検討することが必要である。

【結果】

以上のとおり、千葉市財産管理規則上、適正な管理を行うために、財産の利用実態に即して、用途廃止の手続を実施されたい。

② 廃止状態にある建物の期末簿価について (指 摘) 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】

【現状・問題点】

北谷津清掃工場では、新地方公会計モデルの考え方に従い、取得価額にデフレーターを乗じて再調達価額を算出した後、耐用年数による減価償却を実施し、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターの期末簿価を算定している。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、事実上、用途は廃止されている状況であり、資産概念には該当せず、特に、将来の行政サービス提供能力は有していないため、再調達価額を基に算出する方法は実態に即していない。

【結果】

旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、売却可能資産の評価方法に準じて評価し、具体的には実現可能価値又は市場価値により評価することとし、実現可能価値又は市場価値が識別できない場合には、ゼロ評価または備忘価額 (1 円) での管理を実施されたい。

③ 廃止状態にある建物に対する火災保険の付保について (指 摘) 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】

【現状・問題点】

旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、建物総合損害共済の対象に

含まれている（公有財産規則第 18 条参照）。なお、損害共済での評価額は再調達価額であり、建物に対する火災保険の付保の状況は次の表のとおりである。

区 分	旧職員宿舎	プラズマ溶融センター
共済責任額（万円）	4,627	10,530
実損割合（％）	30	—
年間支払保険料（円）	3,442	11,688

【結果】

旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、将来の利用可能性は認められない建物であるため、廃止状態にある建物については、損害共済の対象から除外することを検討されたい。

7. 焼却灰の再資源化について

（1）概 要

平成 24 年 3 月に策定された「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 24 年 3 月策定においては、市は、不用品を再び資源として活用することは、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減にもつながることから、びん、缶、ペットボトル等の資源物の分別収集や、不燃ごみ・粗大ごみからの鉄類の選別回収、清掃工場から排出される焼却灰の溶融スラグ化やエコセメント化等により、リサイクルのより一層の推進を掲げている。新港清掃工場、北清掃工場及び北谷津清掃工場から排出された焼却灰の再資源化の推移は、監査結果報告書 149 頁に記載のとおりである。

① 溶融スラグ及び溶融メタルについて

新港清掃工場の灰溶融設備より産出される溶融スラグ及び溶融メタルについては、主に売却することにより再資源化されている。売却単価は、溶融スラグが 1 トン 当たり 216 円（税込）、溶融メタルが 1 トン 当たり 540 円（税込）であり、平成 26 年度においては、溶融スラグは 4,645.21 トン（売払収入：1,003 千円）、溶融メタルは 682.12 トン（売払収入：368 千円）を売却している。なお、平成 26 年度においては、溶融スラグが 6,212.74 トン 発生している。市が発注する工事のうち、一定のアスファルト合材を使用する工事については、新港清掃工場で生成された溶融スラグを使用するよう、有効利用の促進が図られている。

② 再資源化の民間委託について

市では、焼却灰の無害化、資源化の推進と、新内陸最終処分場の延命化のために、資源化の一つとして焼成によるエコセメント化を市原エコセメント株式会社へ委託していたが、現在は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響もあり、エコセメント化の代替として、焼却灰の一部をジャパン・リサイクル株式会社へ再資源化を委託している。

（2）手 続（省略）

(3) 結果

① 溶融スラグの覆土材としての使用について（意見）【廃棄物施設課、新港清掃工場】

【現状・問題点】

公共工事等での溶融スラグの有効利用の促進を行っているが、全量を売り払うには至らず、発生量の一部を最終処分場の覆土材として利用している。平成24年度から平成26年度においては、活用量のうち、売払いは66%から82%であり、18%から34%は新内陸最終処分場の覆土材として利用されている。

【結果】

今後、溶融スラグを覆土材の一つとして使用するときには、溶融スラグの売却単価と覆土材の購入単価との比較を毎年度実施し、現在の覆土材での一部使用について合理性があるかどうかを確認すること等を要望する。

② 種目・細目別の設計書の作成について（指摘）【廃棄物施設課、北清掃工場】

【現状・問題点】

ジャパン・リサイクル株式会社への焼却灰処分業務委託契約に係る設計書については、前年契約単価と同一金額で処分1トンあたり委託単価が記載されているのみであり、種目別、細目別に積算されていない。また、県内における一般廃棄物である焼却灰を埋立て処分以外で受け入れることができる唯一の業者であることを理由として他の業者からの見積書も徴収していない。

【結果】

今後は、市として経済性、効率性を伴った執行を確保するためにもジャパン・リサイクル株式会社への焼却灰処分業務委託契約について、種目別、細目別に積算された設計書を作成されたい。

廃棄物処理法第6条の2は県外事業者の入札参加を全く認めない趣旨ではないものと考えられるため、場合によっては県外の事業者を含めた入札を検討することや仮に県外事業者の入札参加を考えない場合でも、入札に際して設定する予定価格やその前提としての設計書上のコスト情報の適切性を検証するための情報を県外の団体や事業者等から入手するなどの取組を実施されたい。

③ 種目・細目別の見積書の入手について（意見）【廃棄物施設課、北清掃工場】

【現状・問題点】

焼却灰処分業務委託契約に際して、随意契約相手方であるジャパン・リサイクル株式会社から、見積金額の内訳明細を示した書類を徴収していない。

当該業務は、随意契約により業務委託を行っているものであり、再資源化については新港清掃工場での溶融スラグ化の実績もあることから、業務実態と見積金額の内容に大きな差異がないかどうかを検討することも可能である。

【結果】

したがって、業務内容を検証するためにも、見積書の内訳明細を入手し、市として経済性、効率性を伴った執行を確保することについて検討することを要望する。

8. 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査について

(1) 概要

市では、資源物の有効利用と焼却ごみの削減を推進するため、清掃工場において、持ち込まれる事業所ごみの中身を検査して、資源物や搬入不適物があった場合には、持ち帰りの指示や排出ルールに関する啓発を行っている。具体的には、清掃工場に事業所ごみを搬入する車両をランダムに抽出して、その搬入物の中身を検査している。その検査の方法としては、ごみピットに投入する前に、搬入物を専用のステージ等に降ろして点検する方法（以下、「展開検査」という。）とごみピットに投入する際に目視で内容物をチェックする方法（以下、「目視検査」という。）がある。検査の結果、資源物や搬入不適物が混入されていた場合には、持ち帰りの指示や排出ルールについての指導を行っている。なお、資源物や搬入不適物を排出した事業者を確認できた場合には、後日、排出事業者への指導を行っている。

清掃工場別に比較すると、搬入車両台数に対する検査台数や不適正台数の割合はまちまちであり、不適正搬入率が著しく高い清掃工場があるわけではないことが分かる。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

① 搬入者の属性チェックについて（意見）【廃棄物施設課、新港清掃工場、北清掃工場、北谷津清掃工場】

【現状・問題点】

処理不適物に対する役割分担については、市は、清掃工場への処理不適物の混入を未然に防止するように努め、委託業者は、廃棄物に混入した処理不適物について、受入ピットに投入する前に、目視による確認により可能な限り取除くよう努力することが定められている。

清掃工場に搬入されるごみチェック体制については、実際に搬入されるごみに資源物や搬入不適物が混入しているか否かのチェックを中心に検査を行っている。

現在、新港清掃工場、北清掃工場及び北谷津清掃工場において、搬入者の属性の適正性チェックに関しては、窓口手続中に駐車中の車両を確認し、車両及び積載物の目視確認、搬出場所と申請者住所の合致等を行っている。

【結果】

事業系ごみの搬入物検査をより効果的なものとしていくためには、「量的規制＝減量化対策」だけでなく、「質的規制＝適正搬入対策」を実施し、ごみの種

類のチェックを行うとともに、搬入物検査の客観的な評価基準による搬入者の属性チェック（特に自己搬入の場合の車両、積載物及び搬出場所等の確認項目の様式化と確認記録の実施等）にも重点を置き、より適正な指導を実施することを要望する。

9. スーパーごみ発電について

(1) 概要

新港清掃工場では、ごみ焼却ボイラで発生した蒸気を、さらにガスタービンの排熱によって高温化し、蒸気タービンによって発電（12,150kW）させるスーパーごみ発電を行っている。このスーパーごみ発電の収支については、平成26年度は3億2,814万円の赤字である。しかし、新港清掃工場では、電力を買うことなく工場が発電した電力で賄っていることから、これを電気料金節約額として加味すると、平成26年度は5,131万円の黒字となる。

平成26年度においては、運転経費のうち、都市ガスとして東京ガス株式会社へ年間5億7,392万円を払っており、この燃料代が支出の61%余りを占めている。その他の支出としては、減価償却費、薬品・水道費、保守点検費、管理費等が発生している。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 継続的な収支の把握について（意見）【廃棄物施設課、新港清掃工場】

【現状・問題点】

千葉市新港清掃工場周辺地区環境調和型エネルギーコミュニティ調査事業調査報告書（平成10年3月）では、熱の需要に合わせた電力、熱の変動を考慮し、平日昼間及びその他時間の別に発電電力量、熱供給量を推計し、発電部門と熱供給部門の別に経済性の試算が行われていた。しかし、新港清掃工場の運営に係る予算は、この経済性の評価に準じた区分による予算計上が行われていないため、導入後は、この経済性の試算と比較した予算・実績分析が行われていない。

【結果】

現在、電力を買うことなく工場が発電した電力をプラズマ溶融施設等へ供給していることから、廃止に伴う自家発電量の減少はプラズマ溶融施設等への電力供給が減少することになるため、近年の収支状況の悪化の一因には、支出の大部分を占める都市ガスの高騰があることは確かではある。そのような要因分析を行う基礎として、より詳細な予算・実績比較分析を実施し、その結果を踏まえて、スーパーごみ発電の廃止に伴う施設全体への影響を検討するよう、要望する。

10. ごみ処理施設の配置・整備計画について

(1) 概 要

昭和 52 年 12 月から北谷津清掃工場が、平成 8 年 11 月から北清掃工場が、また、平成 14 年 12 月から新港清掃工場が稼働し、現在は、3 清掃工場体制となっている。平成 19 年度からは、「焼却ごみ 1/3 削減」をビジョンに、平成 28 年度末までに年間の焼却ごみ量を 2 つの清掃工場処理できる 254,000 トンまで削減することを目標に、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる。そして、焼却ごみ量が順調に削減されていることから、平成 28 年度末に老朽化した北谷津清掃工場を廃止し、運用する清掃工場を 3 つから 2 つにし、3 用地 2 清掃工場運用体制として、効率的なごみ処理を行い、ごみ処理費用の削減を計画している。

また、平成 24 年 3 月に策定された千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、焼却処理量をさらに 47,000 トン削減し、平成 16 年度の焼却処理量から 1/3 を削減することが必要としている。これらにより、焼却処理量の数値目標として、平成 33 年度の焼却処理量を 220,000 トン以下に削減することを掲げている。平成 26 年度の焼却処理量は 253,182.05 トンであった。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 処理能力等の弾力的な見直しについて（意 見）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

千葉市一般廃棄物処理施設整備計画（案）では、新清掃工場（北谷津用地）の計画処理量及び処理能力は、リスク管理のできるごみ量として、焼却ごみ量の変動や災害時対応等も考慮し、年間の計画処理量を平成 43 年度では 278,924 トンとしている。しかし、新清掃工場（北谷津用地）の建設には、千葉市一般廃棄物処理施設整備計画の策定後、環境アセスや建設に 10 年程度を要し、また、将来のごみ排出量は、家庭ごみ手数料徴収制度の効果や景気の影響を受ける事業系ごみ量の影響を受ける。

【結果】

このような新清掃工場（北谷津用地）の建設までの期間の長さや様々な要因に基づくごみ排出量の変動の可能性を適時適切に考慮することが求められるものと考えられるため、千葉市一般廃棄物処理施設整備計画の策定時のごみ発生の見込み量に拘束されることなく、随時検証を行い、一旦、決定されている計画であっても、処理能力等の合理的な見直しを行うことについて検討することを要望する。

II-3. 埋立処分業務について

1. 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る運営モニタリングについて

(1) 概要

最終処分場の管理運営については、長期責任型運営維持管理業務委託契約により事業者により長期的な業務委託を行っている。その委託範囲は概ね包括的な業務範囲にわたり、長期安定的に事業者により管理運営を委ねることとしている。平成26年度における長期責任型運営維持管理事業の決算額は、4億5,678万円であった。

市が行う委託業務モニタリングの内容については、平成25年度及び平成26年度において、限定的に、当該運営モニタリング業務を別の事業者（以下、「モニタリング支援事業者」という。）に委託した。その概要は、技術・法務・財務等の専門的立場から市が行う業務モニタリングに関して支援を受けているというものである。したがって、平成25年度及び平成26年度においては、長期責任型運営維持管理業務受託事業者（以下、「長期責任型運営事業者」という。）に対する市としてのモニタリングのあり方について、市は、月次報告書記載内容や記載方法等に関してお互い納得できる形で提案を行い、平成27年度以降のモニタリング方法を策定していたという認識を持っていた。

当該モニタリング支援業務委託の費用は、平成25年度では315万円であり、平成26年度では324万円であった。

一方、平成27年度からは、このようなモニタリング支援業務委託の結果報告書に記載されている業務内容を参考に、長期責任型運営事業者に対して、市として実施すべきモニタリングを実施することとなっている。その際、長期責任型運営事業者は自ら請け負う長期責任型運営維持管理業務に対して、セルフモニタリングを実施し、それを受けて、市は事業責任者としてのモニタリングを実施することとなっている。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

① 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る市のモニタリングについて

（指 摘）【廃棄物埋立管理事務所】

【現状・問題点】

平成25年度及び平成26年度に実施された運営モニタリング業務委託においては、次の項目がモニタリング支援事業者により支援の対象とされていた。

- ア. SPC（特別目的会社として、長期責任型運営事業者をいう。以下、同様である。）の業務履行状況の監視（モニタリング）支援
- イ. トラブル等への対応支援
- ウ. 委託費の見直し支援
- エ. 財務状況の把握支援

このように列挙された項目において、平成 27 年度現在、改善を要すると考えられる点があった。

【結果①】

月次の報告会における書面や口頭での検証作業と現場モニタリングの実施の意味は、月次の維持管理報告書の内容が廃棄物埋立処分場の現在の状況を適切に反映しているものであることを現場においてサンプル的に検証することで長期責任型運営事業者の業務実施状況の評価を効率的、効果的に実施することができることにあると考えられる。その意義を再度確認し、それらの検証業務が補い合って有機的に連携するモニタリング体制を構築されたい。

【結果②】

廃棄物埋立管理事務所としてのモニタリングの一環として実施している事業実施計画書及び維持管理報告書に対する確認作業において、事業者へ修正事項等を指示した場合はその内容を記録に残すルールを構築されたい。

【結果③】

現場モニタリングで実施すべき確認項目の検証を明確に認識し、現在実施している月 1～2 回の現場モニタリングによって、本来の現場モニタリングが十分に実施可能であるかどうか、長期責任型運営事業者の業務実施状況を適時適切に確認し、適正に誘導することができるものであるかどうか、月次報告会や事業年度最終の検査業務との有機的な連携が可能であるかどうか等について、早急に検討され実施されたい。

【結果④】

財務状況の把握・評価の過程で、事業者にヒヤリングを行い、適切な財務状況であるかどうかの結果について、適正に記録を残されたい。特に、当初予定と相違する重要な財務実績については、計画と実績との比較の結果を適正に評価し、当初の選定時点での評価結果との乖離はないか等にも検討を行われたい。

② 廃棄物埋立管理事務所の直営業務について（意見）【廃棄物埋立管理事務所】

【現状・問題点】

廃棄物埋立管理事務所の職員は所長を含めて 3 人である。廃棄物最終処分場の管理運営業務を長期責任型運営事業者が実施しているため、その 3 人により、①で検証したモニタリング業務等を実施するのが、廃棄物埋立管理事務所の主要な所掌事務である。

しかし、本来、廃棄物埋立管理事務所として実施すべき現場モニタリングは、長期責任型運営事業者のセルフモニタリングにより実施されていることを主として書類上のレビューにより代替しているため、本来の直営でのモニタリング業務の負荷が軽減されているものと考えられる。また、長期責任型運営事業者に対するモニタリング等業務の結果について、直営部門の業務実施状況を記録する書類が作成

されておらず、日々の業務が行われているため、当該業務実施結果の記録作成業務に係る負荷は軽減されているものと考えられる。

現場の水処理設備等の新設工事や改修工事等の業務は、直接、廃棄物施設課が実施するため、現場での直接的整備業務は基本的に所掌事務ではない。

また、地元住民との意見交換等の業務については、廃棄物埋立管理事務所の所長が従事割合「10%」で業務を実施していることとなっている（様式6-1より）。地元住民との意見交換会等の業務は、その準備に2～3日を費やし、開催後の業務としても1日程度は費やすとした場合に、1回当たり4～5日の業務量である。従事割合が「10%」とするのは整合性に疑問が残る。

【結果】

廃棄物埋立管理事務所の直営業務について、監査手続上の質問等を現場視察及び文書を中心に実施した結果として、長期責任型運営事業者の業務に対するモニタリング等の業務について、より効率的な実施方法とするよう見直したり、地元自治会との意見交換会等の業務の負荷量についても、実態に合わせて精査したりする必要のあるものと考えられる。したがって、長期責任型運営維持管理業務を前提とした場合の職員配置体制等を中心とした直営業務のあり方について、抜本的に見直すよう要望する。

2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について

(1) 概要

新内陸最終処分場における吸着塔増設工事は、平成26年度に実施されている。当該工事の必要性に関しては、平成25年10月の放射性物質濃度測定において、新内陸最終処分場の浸出水から放射性物質であるセシウムが検出されるようになったため、セシウムを除去するために、活性炭による水処理とは別にゼオライトによる処理が必要となったためである。

市は安全に万全を期すため、平成25年11月8日から放流を停止していたが、ゼオライトを汚水処理設備である3吸着塔のうちふたつに投入することによりセシウムを除去し安全に放流できることとなったため、平成26年4月1日から放流を再開した。また、セシウム濃度の低下に伴い、ゼオライトの使用量は減少傾向にある。

放射性物質汚染水を処理することができる吸着塔に関連する水処理能力改善の経緯は次に示すとおりである。

① 平成25年度 新内陸最終処分場水処理能力改善業務委託（その2）

ア. 委託期間：平成25年12月27日～平成26年3月15日

② 平成25年度 新内陸最終処分場水処理能力改善業務委託（その3）

ア. 委託期間：平成26年2月5日～平成26年3月31日

③ 平成26年度 新内陸最終処分場水処理能力改善業務委託（その1、2）

ア. 委託期間：平成26年4月5日～平成26年7月31日（その1）

イ. 委託期間：平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（その 2）

上記③イ. の業務委託（その 2）では、当初、ゼオライト塔 2 塔・活性炭塔 2 塔を利用することを前提として下記の吸着塔増設を計画していたが、低濃度の放射能汚染水を処理することができるようになり、ゼオライト塔は 1 塔で十分な排出ができるようになった。

④ 新内陸最終処分場吸着塔増設工事

ア. 工期：平成 26 年 10 月 7 日～平成 27 年 3 月 18 日

イ. 放射能汚染水処理のために、以前まで利用していた活性炭塔が 3 塔から 2 塔となり、1 台はゼオライト塔として常時利用していたため、当時の運用ではオーバーホールが困難であったため、吸着塔を新設している。増設工事費用は 4,581 万円である。当初の契約期間を延長する契約変更を行っている。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 吸着塔 1 塔の追加工事について（指摘及び意見）【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

吸着塔は従来から 3 塔が整備され運用されていたが、平成 25 年 10 月に放射性物質であるセシウムが新内陸最終処分場の浸出水から検出されたことに伴い、平成 26 年度 6 月補正予算で吸着塔をもう 1 塔、追加設置する工事請負費が設定された。当初契約金額は、41,040,000 円であったが（契約期間：平成 26 年 10 月 7 日～平成 27 年 2 月 23 日（140 日））、契約変更により、変更後契約金額は 45,811,440 円（増加金額：4,771,440 円）（変更後契約期間：平成 26 年 10 月 7 日～平成 27 年 3 月 18 日（163 日））となった。その変更概要は、「増設する吸着塔設置位置の下部（地下水槽内）に、躯体の強度不足を補うため、当初予定していなかった支柱（形鋼）の設置を行う。」というものであり、変更理由は、「吸着塔の増設にあたり、躯体の強度計算による詳細確認を行った結果、下部からの支柱によるサポートが必要であると確認されたため。約款第 18 条第 1 項第 5 号」であった。

このような変更契約について、次の点が問題であるものと考えられる。

ア. 変更内容について（指 摘）

【現状・問題点】

設計変更により、追加する工事のうち問題であるのは、(イ) 直接労務費（2,211,000 円）の内訳明細が設計書に添付されていないため不明である点である。変更費用合計（5,715,360 円）のうち、内訳明細が不明である直接労務費が率計算に与える影響割合は約 8 割であった。したがって、内訳明細が不明であることに伴う影響額の合計は 4,612,761 円である。

当初の設計書における直接労務費は、3,059,700 円であったことと比較すると、躯体強度のための支柱（形鋼）設置工事により増加する直接労務費 2,211,000 円

は、当初の設計額の72.3%も増加することとなった。それらの合計金額は、5,270,700円であり、当初契約時点で事業者から入手していた積算内訳書の直接労務費の金額(5,500,000円)に近似する金額となっている。

しかし、担当課によると、この直接労務費の積算については、業者見積りを採用していることが分かった。そして、その見積金額のうち、127万円に該当する労務費は、「形鋼」に対する金属加工および防食塗装に係る労務費であった。したがって、この127万円については、直接労務費と区分したのは誤りであり、本来は、形鋼の取得価額に算入され、(ア)直接材料費に整理されるべきものであった。

【結果】

変更契約に係る設計変更の内訳について、直接労務費の増加原因、その積算金額及び当初設計金額との割合等について、業者からの見積をそのまま採用するのではなく、担当課として合理的に精査されたい。

イ. 竣工検査について（意見）

【現状・問題点】

廃棄物施設課の担当者が作成した「打合せ記録簿」（平成27年3月31日実施）によると、手直し期限日（3月31日）までに「竣工検査指摘事項」のうち3点が未済であったとも読める内容であった。「打合せ記録簿」に記載されたこれらの内容は、検査員が口頭でアドバイスした内容を記録したものであるということであり、工事検査の正式書類とともに一式として管理する場合、工事検査の結果として正式な手直し（千葉県請負工事検査要綱第10条）が指示されたものであるかどうかについて、曖昧な事務処理となっていると考えられる。

【結果】

工事検査時に検査員から受ける可能性がある正式な手直し事項とは区別して、形式的な書類の保管等に関する指導事項の記録（打合せ記録簿）はその作成趣旨が明確に分かるように表記し、別に保管するなどの工夫を行うよう要望する。

ウ. 変更契約の時期について（指摘）

【現状・問題点】

当該変更契約は、平成27年1月に設計書が作成されているが、請負事業者の「変更契約工程表」では、既に平成26年12月下旬から「躯体補強工事詳細設計、製作」が実施され、1月下旬からは「躯体補強工事」が実施されていることが分かる。設計書等に基づく契約が整ったのは、平成27年2月2日であった。

このような変更契約に関連する請負事業者からの協議書及び契約書等の文書によると、12月5日から見積り作業が始まり、12月19日には協議書が締結されている。それに対して、市側の変更契約の意思決定は平成27年1月26日であり、設計書等の作成作業はその前後であることが分かる。

このような流れは、請負事業者が作成した「変更契約工程表」の躯体補強工事詳細設計、製作（12月下旬）や「躯体補強工事」（1月下旬）と整合性が取れていない。

【結果】

変更契約の事務手続が事業者の変更工事に係る準備作業との関係で、不合理に遅くならないよう、適時、適切に事務処理を行われたい。そのためには変更契約に係る事務手続の開始時期に係る職員の認識の改革について、意識啓発に努められたい。また、変更契約の書類一式にまとめられた各文書の内容に係る整合性を整理されたい。

② 水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事の予算について（意見）

【廃棄物施設課】

【現状・問題点】

水処理能力改善業務に係る平成25年度予算並びに水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事に係る平成26年度予算については、それぞれの年度における歳出予算は組まれているが、特定財源がなく、一般財源（市民税等）を充当することで賄われている。

【結果】

放射性物質であるセシウムに汚染された浸出水の適正な処理のために、市が業務委託や工事に関する歳出予算を設定する際には、財政民主主義の観点からそれらの特定財源として歳入予算を同時に設定することを要望する。そうすることで、収入未済の管理を含めた実際の歳入管理が適切に行われ、透明性の高い予算が設定されて執行されることを期待することができる。

II-4 廃棄物指導業務について

1. 事業者に対する分別及び適正処理指導業務（大規模建築物関連、事業所管理台帳更新事務）について

（1）概要

市では、事業者によるごみ排出量の削減および分別処理の適正化を推進するために、収集業務課事業系廃棄物班が主導して、大規模建築物関連の事業者に対して立ち入り調査指導を実施している。大規模建築物関連の事業者に対しては、3年に1度以上の頻度で分別等の適正排出の立入調査及び指導を行っている。

また、事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物とは異なり事業者自身が収集許可業者と契約をする必要がある。収集許可業者と契約済みの事業者は、平成27年1月末時点で19,296件である。また、収集許可業者と未契約の大規模建築物関連以外の事業者については、毎年業者から市内の事業者名簿を購入し、新規開業の事業者（平成26年度:842件）に対してリーフレットを送付して適正処理の周知に努めている。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 指導対象事業者の網羅性について (指摘・意見) 【収集業務課】

【現状・問題点】

収集業務課では、毎年電話帳の業者から購入した事業者リストを、収集許可業者から報告を受けた契約事業者と照合し、収集業者と契約をしていない可能性のある事業者をリストアップしている。その事業者数は、平成 27 年 9 月 25 日時点で 11,223 件であるが、直接訪問して指導することは実施していない。

【結果①：指 摘】

収集業者と契約をしていない小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている可能性が高く、他の事業者との公平性を欠く行為であり、収集業務課として、また、環境事業所を含めて、資源循環部全体としての組織的取り組み (収集業務課及び環境事業所の職務分掌の見直し等) を検討し、早急な対応策を講じられたい。家庭系のごみ量削減抑制に悪影響を及ぼす要因でもあるため、可能なかぎり早い対応が求められる。

【結果②：意 見】

また、仮定計算であっても、一定の条件により未契約の小規模事業系ごみ排出者のごみ量を試算し、その影響度を把握することを要望する。その結果をもって、適正な人員配置や環境事業所との連携 (夜間ごみパトロール)、千葉県共同事業提案制度の活用等に基づく市民団体との協働などの可能性を追求することも考えられる。

2. 清掃工場における搬入不適物検査の結果とそれに基づく指導について

(1) 概 要

清掃工場内で実施されている事業系ごみの搬入物検査において搬入不適物を発見した場合には、各清掃工場から廃棄物施設課を経由し、収集業務課事業系廃棄物班に対して、事業者名及び違反内容等が報告され、適正排出の指導対象となる事業者の情報として利用される。

また、各清掃工場では、収集許可業者と契約せずに自己による搬入が可能である。平成 26 年度では、北谷津清掃工場では 878 トン、北清掃工場では 1,467 トン、新港清掃工場では 2,080 トンを受け入れている。自己搬入物についても、搬入物の受け入れにあたって清掃工場では処理可能なもののみを受け入れており、受け入れたものとその量が廃棄物施設課に伝達されている。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結果

① 清掃工場への産業廃棄物の自己搬入について（指 摘）【廃棄物施設課、産業廃棄物指導課、収集業務課】

【現状・問題点】

新港清掃工場の自己搬入物のリストの中には、産業廃棄物（ブリーダーからの犬の糞）が2,490kg含まれていた。新港清掃工場の回答によると、ブリーダーが輩出する犬の糞は事業系一般廃棄物であると解して、受け入れていたということであった。しかし、産業廃棄物指導課及び収集業務課は、犬の糞については産業廃棄物として分類している。なぜなら、畜産農業から排出された動物のふん尿は産業廃棄物に含まれ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第10号）、その畜産農業には犬を愛がん用に供することを目的とするブリーダーも含まれるからである。

他方で、収集業務課事業系廃棄物班は、廃棄物施設課施設維持班から自己搬入物のリストを入手するような実務を行っていないため、今回の違反事例は収集業務課の所管ではないが、仮に事業系廃棄物の搬入に不適正な搬入物等が認められるような場合には、事業者指導を効果的に実施する仕組みにはなっていないものと考えられる。さらに、産業廃棄物指導課では事業者に対する産業廃棄物の適正排出指導を担っているが、産業廃棄物に関しては収集業務課事業系廃棄物班による清掃工場での適正排出指導と役割が重複しており、責任の所在が曖昧になっているものと考えられる。

【結果】

ごみ排出量の削減及び適正排出の推進のために、本庁所管課及び各清掃工場等が有機的な連携をとり、清掃工場への搬入不適物を発見し、適正搬入に向けて、現在の仕組みを再度見直されたい。

3. 産業廃棄物対策事業について

(1) 概 要

産業廃棄物は、廃棄物処理法により概ね次のとおり定義されている。すなわち、事業活動に伴って排出された廃プラスチック類や金属くず等、法律で定められた20品目（廃棄物処理法第2条第4項、同法施行令第2条）及び輸入された廃棄物である。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有するものとして特に定められたものを特別管理産業廃棄物という。

このような産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理基準を遵守する必要がある。産業廃棄物の処理は、自ら処理する場合と許可業者（産業廃棄物処理業者）に委託する場合とがある。許可業者には、収集運搬業許可、処分業許可を受けた業者（原則5年間で更新）があり、これらの許可業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は当該許可業者と委託契約書を取り交わし、産業廃棄物管理票を

交付して、法令に基づき適正に処理を行う責任がある。

① 排出事業者に対する指導について

② 許可業者に対する指導について

③ 代執行について

市内で、産業廃棄物処理業を営んでいた株式会社Fが、平成14年頃から、収集した産業廃棄物の適切な処理を怠ったため、同社の敷地内で大量の産業廃棄物が高さ約18メートルまで堆積し、硫化水素ガス等の有毒ガスが発生するなど、周辺地域への生活環境に影響が生じることとなった。その後、Fは市からの廃掃法に基づく改善命令にも従わず、平成18年8月31日付で産業廃棄物処理業の許可を取り消されたものの、F及びFの代表取締役等の資金不足により、堆積した産業廃棄物の撤去は行われなかった。

そこで、市は、排出事業者への責任追及のため、立ち入り検査によりFから収集したマニフェストを手掛かりに、排出事業者と思われる業者289社（法人数ではなく、事業所毎の数）に対し、廃掃法第18条に基づく報告を求め、マニフェスト（A票及びE票）の提出を要請し、堆積した産業廃棄物の排出事業者及び排出量の特定を行った。市は、適正処理が確認できなかった排出事業者に対し、当該排出事業者が事業活動を行っていない場合を除き、産業廃棄物の自主撤去または市による撤去の費用負担を要請し、当該要請に応じない排出事業者に対しては措置命令を出し、措置命令に応じない排出事業者に対しては納付命令を行った。

他方で、市は、排出事業者による自主撤去後の産業廃棄物について、F及び関係者による適正処理が見込めないことから、行政代執行法に基づく代執行により、産業廃棄物を高さが10メートルになるまで撤去し、残った産業廃棄物については防水シートで覆う等の整形工事を行い有毒ガスの発生防止策を講じた。行政代執行に費やした費用の総額は60,534万円である。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 許可業者に対する指導について（意 見）【産業廃棄物指導課】

【現状・問題点】

産業廃棄物処理業者の中でも、過去に産業廃棄物を不適切に管理していた1社の問題が現在も継続している（次項参照）。このような問題案件が発生しないよう、産業廃棄物指導課は業の許可を行い、監視指導等を行う必要があるものとする。

実際に、産業廃棄物指導課は現在も、業の許可を与え、処理の状況を監視する際には、一定のルールに基づいた仕組みで事務処理を行っている。

立入検査のチェック項目及び職員の手持ち資料等の内容は、通常の立入検査の項目として準備されているものであるが、現在も継続している不適切処理事業者（1社）のような事例が他にも発生する危険性に対して、早期にリスクを適切に把握し、

事態の悪化を防止させるためには不十分であるものと考えられる。

【結果】

このような監視指導のための立入検査を通常行う際に、次の項目についても立入検査項目に含めることを検討されたい。

- i 許可業者が産業廃棄物排出事業者と取り交わす契約書の自動更新を認める期間に制限を加えること。
- ii 標準的な処理量に対する処理単価の正確性について検証すること。
- iii 産業廃棄物の不適正な適正処理を防止するために、許可業者の会計帳簿（総勘定元帳や現金出納簿等）に記帳されている科目限定のサンプル的収入及び支出項目の検証を実施すること等。

② 代執行に伴う各手続の不備について

ア. 不適正排出事業者及び排出量の特定について（意見）【産業廃棄物指導課】

【現状・問題点】

市は、Fの不適正処理を平成14年10月に把握し、同月30日にはFへ指導を行っている。しかし、その後もFは不適正管理を繰り返し、平成18年8月31日には許可を取り消されている。

この間、市は、廃掃法上、最終的な産業廃棄物処理義務を負う排出事業者の特定作業を行っていない。更には、平成22年6月28日までの間、排出事業者に廃掃法第18条による報告を求めておらず、結果として、排出事業者のマニフェスト保管期限から大幅に経過してしまっており、不適正処理されていた産業廃棄物の排出事業者を特定する機会を逸してしまっている。

また、排出事業者として特定された後も、適正処理が確認できない産業廃棄物の全量の自主撤去や費用負担を請求したものの、即時に応じてもらえない排出事業者については、交渉の段階で、回収した全事業者のマニフェストにおける搬入量と、Fでの残存量との比較で、一定割合が適正処理されたものとして、交渉の段階での減額基準を設け、負担額を縮減している。

市において、早期に排出事業者の排出量の特定作業を行っていれば、このような排出事業者への後述する合理性の乏しい責任軽減措置を採る必要もなかった。

代執行に伴う費用6億534万円のうち、平成27年12月末現在、F及びFの関係者並びに排出事業者等からは、2,438万円が回収されている。それ以外では、事業排出業者から今後、回収が見込まれる金額は分納中の1社からの317万円だけである。他方で、F及びFの関係者の資力からは、残額全額の返済は極めて困難であるものと考えられる。

【結果】

市が早期に対応していれば、より多くの排出事業者の特定及び不適正処理量の把握の可能性が高かったにもかかわらず、市の初期対応の遅れにより、排出事業

者の特定と不適正処理量の把握が困難となり、F 及び F の関係者以外への責任追及の可能性が失われ、結果として、回収困難な未収金額の増加をもたらした。したがって、今回の事例の教訓を事例集としてまとめる際には、初期対応の重要性について留意するよう要望する。

イ. 排出事業者に対する自主撤去・自主納付交渉について（指 摘）

【産業廃棄物指導課】

【現状・問題点】

市は、不適正排出事業者及びその排出量を特定した後、排出事業者 289 社に対して自主撤去又は費用納入を依頼し、費用納入を希望した事業者に対しては、排出量から一定割合減少した金額を基準として自主納付の交渉を行っている。ただし、全額の請求に何ら異議を述べなかった事業者に対しては全額の負担を求め、減額申請を申し入れた事業者に対してだけ、一定基準の減額を交渉妥結ラインとして納付交渉を行っている。その結果、費用納入を希望した事業者 64 社の総排出量は 1,629.7 m³であるのに対し、これらの事業者に対して費用負担を求めた量の合計は 622.7 m³であり、約 2,299 万円の費用負担を事実上免除している。

【結果】

自主撤去に応じた事業者及び何ら異議を述べない自主納付希望者については全部・全額の負担を求めている。これは、異議を述べた者は負担が減り、異議を述べない者については多くの負担を求めるという不平等な取扱いであり、公平の原則に反する。なお、本件では、減額基準に従って納付交渉をし、減額が認められた事業者は、いずれも経営上の理由によるものであり、既に適正処理されたことを理由として減額を行った者はいない。

今後は、公平の原則に従い、各債務者を平等に取り扱うよう要望する。

ウ. 責任追及困難業者への対応について（意 見）【産業廃棄物指導課】

【現状・問題点】

市では、収集したマニフェストにより当該排出事業者の不適正処理が認められる場合においても、当該事業者が事実上事業活動を休止していることが判明した後は、特段の措置を講じておらず、措置命令及び納付命令の手続も行っていない。

しかし、当該排出事業者が法人で破産手続等の法的手続の結果、法人格が消滅した場合を除き、法律上、事業者に対して措置命令及び納付命令の手続は可能である。そして、措置命令及び納付命令の結果、市は当該事業者に対し、行政代執行の費用に係る支払請求権を取得できる。

【結果】

今後は、当該債権が仮に事実上回収困難であるとしても、法的に請求可能であれば、債権者として、法律に則って、債権を取得し、将来の回収可能性のために備え、仮に、回収困難な状態が続くのであれば、徴収停止措置（国税徴収法第 153

条)や債権放棄及び不納欠損の措置を採るなどし、法律に則った債権管理を行うことを検討するよう要望する。

エ. 行為者(株式会社F)への対応について(指 摘)【産業廃棄物指導課】

【現状・問題点】

市は、行為者である株式会社F及びその取締役3人に対して、行政代執行費用567,662,695円(うち廃棄物運搬・処理費用210,585,634円、有害ガス対策・整形・覆土等費用357,077,061円)の納付命令を行い、代表者との面談・財務状況を確認のうえ、滞納処分により債権回収を行っている。

交渉経過によると、納付命令額の全額が納付されることは現実的に見込めない状況であり、市は最低ラインとして一定金額を提示し、その残額(平成26年度決算上の収入未済額である約5億6千万円から実際に返済する一定金額を控除した額)については、事実上の債権放棄を行っている。

【結果】

これまでの交渉履歴及び納付計画書の記載をみる限り、市は前述5億円超の残額については事実上債権放棄を行っているものと考えられ、この点については、債権放棄までの諸手続が踏まれていない。

また、市は納付命令額の全額が回収されることは現実的に見込めない状況であることを承知している。したがって、今後、債権者から回収を進められる額を精査し、当該回収額を確保する手法等を検討しつつ、法令の定めに従い速やかに債権放棄の手続をとり、不納欠損処理についても検討されたい。

II-5. 収入未済(債権)管理について

1. 廃棄物処理手数料等の徴収・管理について

(1) 概 要

市では、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に則り、一般廃棄物処理手数料(同条例第46条)及び産業廃棄物処分費用(同条例第48条。以下、一般廃棄物処理手数料と合わせて「手数料」という。)を徴収している。平成26年度内に延滞金が生じた手数料の滞納事例はない。また、市は、別に新港清掃工場と北清掃工場では余剰電力を売却し、売電収入を得ている。平成26年度においては、1社について、年度中に売電収入の延滞が生じ、延滞金約11万円が発生し、後に全額支払われている。

(2) 手 続(省略)

(3) 結 果

① 売電収入について(意 見)【新港清掃工場】

【現状・問題点】

売電収入に関し、平成26年度に、1社滞納が生じている。当該業者は同年度中

における毎月の支払（合計 12 回）のうち 5 回延滞し、延滞日数は最長で 14 日であった。売電収入の延滞が生じた場合、電気需給契約書第 9 条第 3 項により、遅延利息の支払を請求することができることとされているものの、当該利率は年 2.9 パーセントである。当該割合は、民法所定の遅延損害金の利率（年 5 パーセント）より低く、商法所定の遅延損害金の利率（年 6 パーセント）との比較においては半分以下である。市が電気需給契約を締結する相手方との間で、民法及び商法所定の利率より低い利率で合意する合理性は乏しい。

【結果】

今後は、市が電気需給契約を締結する相手方との間で合意する遅延損害金の利率については、最低でも民法又は商法所定の利率を下回らない利率により合意するよう要望する。

2. 路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料処分について

(1) 概要

市は、道路、公園その他公共の場所における喫煙（以下「路上喫煙等」という。）の対策及び空き缶等のポイ捨て対策につき一体的な運用を行うため、「千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱防止に関する条例」を平成 23 年 1 月に施行した。

巡視員は取締り地区内を定期的に巡視し、巡視員が違反行為を現認したときは、違反者に対して告知し、弁明の機会を付与したうえで（地方自治法第 255 条の 3 第 1 項）、その場で 20,000 円以下の過料を科すことができ（同条例第 14 条）、平成 23 年 7 月 1 日より、違反者に対して 2,000 円の過料を科すこととしている。

過料処分を行う際には、被処分者に対して告知・弁明書及び過料処分決定通知書を交付し（同条例施行規則第 6 条）、原則として当日納付を求める。ただし、当日納付が困難である者に対しては、後日納付書を送付し、納付書による納付を求めている。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

① 過料の徴収・管理について（指 摘）【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

後日納付を希望した者に対しては、納期限を 20 日後に設定した納付書を速やかに送付することとしている。納付書を送付しても納付しない者には督促状を送付するが、それでも納付しない者に対して、滞納処分等を行っていない。

平成 26 年度の過料件数 1,471 件のうち 360 件、合計 72 万円が未納（収入未済）となっている。過年度の収入未済を含めると、平成 26 年度は 2,272 件 4,544,000 円もの金額が未納（収入未済）となっている。

【結果】

督促状を送付しても納付がない者に対しては、滞納処分を行う必要がある（地方

自治法 231 条の 3 第 3 項)。また、2,000 円の過料について滞納処分を行うことが不経済であるならば、議会の議決又は条例の規定に基づく放棄（地方自治法 96 条 1 項 10 号）を行うべきであり、これらによらずに債権を漫然と放置することは許されない。

Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

Ⅲ-1. 資源物のリサイクル推進について

1. リサイクルセンターの管理運営（ごみ中間処理施設）について

(1) 概 要

新浜リサイクルセンターは、処理能力：220t/5h（破碎設備：125t/5h、資源選別設備：95t/5h（缶類 50t/5h、ビン類 45t/5h））を有するリサイクル施設であり、建設は平成 5 年 7 月から始まって平成 7 年 3 月に竣工し、供用されている（建設費 67 億 5 千万円）。また、新浜リサイクルセンターは、次の業務を行う施設である。

- i 市内から収集された粗大ごみ及び不燃ごみを破碎し、可燃物及び不燃物に選別した後に、有価物である鉄を回収する。
- ii 収集されたビンを生きびん（洗って消毒し、もう一度使われるびん）やカレット（廃棄するビン）に選別し回収する。
- iii 収集されたスチール缶及びアルミ缶を圧縮してインゴット（一塊に）し、有価物として回収する。

そして、ペットボトルを積替え保管するストックヤード、有害ごみ（蛍光灯、乾電池）の保管を付設している。

このような業務を実施するにあたり、運転及び破碎業務委託契約（112,946 千円）、残渣運搬業務委託契約（74,228 千円）及び資源選別業務（ビン缶の選別等）委託契約（201,281 千円）を締結している。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 委託契約に係る内訳項目の検討について（意 見）【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】

【現状・問題点】

残渣運搬業務委託契約及び資源選別業務委託契約に係る見積金額において、当該業務に係る人件費が公務員の給与水準を基に算定されており、千葉県職員の給与に関する条例に基づく地域手当や千葉県職員の特殊勤務手当支給条例に基づく不fast手当等が見積りに含まれている。しかし、新浜リサイクルセンターは、業務委託契約を締結するに当たり、見積金額のうち人件費を算定する際に用いる給与水準として、公務員の給与水準を用いる合理性を検討していない。

また、残渣運搬業務及び資源選別業務は、不快手当を支給する対象業務でないことから、見積りにおける給与水準は、民間の給与水準以上の水準で見積りが作成されていると考えられる。

【結果】

新浜リサイクルセンターでは、事業者が提出した委託契約に係る見積書の積算の根拠となっている項目及び数値の適正性について検討を行い、合理的な契約金額であることを確認することを要望する。

② ペットボトル運搬処理等業務委託単価の検討について（意見）【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】

【現状・問題点】

新浜リサイクルセンターは、平成 26 年度のペットボトル契約を締結するに当たり、委託単価の明細を入手しておらず、現状では、前年度の委託単価との比較を実施していることをもって契約金額の妥当性を検討している。しかし、前年度の委託単価との比較では、その単価の水準の妥当性について、効果的に比較分析することはできない。

【結果】

ペットボトル契約を締結する際には、委託単価の明細を入手し、コスト明細の妥当性を適切に検討することを要望する。

③ 破碎残渣処分業務委託の業者選定について（意見）【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】

【現状・問題点】

破碎残渣処分業務委託契約（以下、「残渣処分契約」という。）は、新浜リサイクルセンターにおいて破碎された粗大ごみ及び不燃ごみ（可燃残渣及び不燃残渣）を処分する業務委託を行っている。

当該残渣処分契約は、平成 24 年度以降、ジャパン・リサイクル株式会社が継続して締結し、全て随意契約である（34,560 円/1t）。ここで、ジャパン・リサイクル株式会社への可燃残渣及び不燃残渣処分業務委託契約に係る設計書については、前年契約単価と同一金額で処分 1 トン当たり委託単価が記載されているのみであり、種目別、細目別に積算されていない。また、県内における一般廃棄物である可燃残渣及び不燃残渣を埋立て処分以外で受け入れることができる唯一の業者であることを理由として他の業者からの見積書も徴収していない。

【結果】

今後は、市として経済性、効率性を伴った執行を確保するためにもジャパン・リサイクル株式会社への可燃残渣及び不燃残渣処分業務委託契約について、種目別、細目別に積算された設計書を作成されたい。

2. 剪定枝チップ機貸出事業について

(1) 概 要

家庭から発生する剪定枝等の資源化を促進するため、剪定枝チップ機の貸し出し事業を実施している。平成 19 年度までに、各環境事業所へ剪定枝チップ機の設置が完了しており、市民による利用申請によって貸し出しを行っている。なお、利用を申し込む場合、3 か月前から 1 週間前までに、各環境事業所に対して電話で予約する必要がある。また、機械の引き渡し及び引き取りは、運搬可能な場合は利用者が行い、運搬が難しい場合は環境事業所で行う。剪定枝等の処理物は、雑草対策として庭に敷くことや堆肥として利用することが想定されている。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 剪定枝チップ機貸出事業の効果測定及び備品の有効利用について (指 摘)

【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

剪定枝チップ機貸出事業の実績を剪定枝チップ機の貸出件数で認識している(平成 26 年度(2 月までの実績): 198 件)。その場合、剪定枝等が再資源化された量に拘らず、事業の実績を認識することになり、事業の実績を正しく認識できない。また、環境事業所を通して剪定枝チップ機を貸し出しているが、実際の剪定対象枝の太さに比較して、当該剪定枝チップ機の対応できる枝の太さに限界があり、剪定枝チップ機としての機能を果たすことができず、環境事業所では苦情等を少なからず受けている。それに伴い、当該剪定枝チップ機が貸し出されることなく、環境事業所の倉庫に保管されたままの状態であるチップ機が複数存在しているというのが現状である。

【結果】

事業の実績に関して、実際にチップとして処理された剪定枝等の量を把握するなど、ごみの減量化に直接的に関連する指標を設定し、減量効果を可能な限り把握することを要望する。また、本来の機能を果たさない剪定枝チップ機は、機能に応じた利用を求める他の部門に所管換えするなどの対応を実施し、財産の有効活用を図るよう、早急に検討されたい。

3. 集団回収事業(古紙・布類の資源化の推進)について

(1) 概 要

ごみの減量・再資源化を推進するため、町内自治会等の資源回収団体及び資源回収業者(千葉市再資源化事業協同組合)の双方に対して補助を行っている。また、資源回収団体に対しては、資源回収に必要な用具等を貸与及び譲渡し、資源回収の促進を図っている。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結果

① 資源回収事業育成補助金の交付について（指 摘）【収集業務課】

【現状・問題点】

千葉県再資源化事業協同組合（以下、「組合」という。）に加盟している資源回収業者（以下、「組合員」という。）が資源回収団体から回収していない資源物（戸別に資源回収を行っている資源物）を対象とし、同組合に対し資源回収事業育成補助金を交付している。この点については、事業育成要綱に基づいた補助金の交付がなされているとは言えない。

【結果】

資源回収団体から回収していない資源物（戸別に資源回収を行っている資源物）に対する補助金の交付を見直されたい。なお、次項で指摘するとおり、戸別の資源回収に対しても合理性があるということであれば、補助金交付要綱の見直しを図られたい。

② 資源物の回収の形態について（指 摘）【収集業務課】

【現状・問題点】

拠点回収と戸別回収による1団体当たりの回収量及び補助金額を平成26年度において比較すると、1団体当たりの回収量について、拠点回収の場合は19,619 kgであるのに対して、戸別回収は36,194 kgと多く、また、1団体当たりの補助金額についても、拠点回収の場合は46,351円であるのに対して、戸別回収は76,730円と多い。1団体当たりの世帯数が拠点回収と戸別回収で著しい差がないと仮定すれば、資源物をより多く回収するためには、拠点回収よりも戸別回収による形態を採用することが望ましいものと考えられる。現在の補助金交付要綱では、集団回収に対する補助金交付を前提としているため、拠点回収に対する補助金交付については問題ないものと考えられるが、戸別回収に対する補助金交付については、補助金交付の透明性の面で疑義が残るものと考えられる。

【結果】

行政として、補助金交付事務の透明性を高めるために、当該補助制度の開始当初から例外を認める合理性が明らかに存在するとした場合には、その運用を補助金交付要綱で明確に規定されたい。また、収集業務課において、戸別に資源回収を実施した結果が拠点回収の場合の回収量より多いという結果について分析し、資源物の集団回収等の仕組みに対する見直しを行うよう要望する。

III-2. ごみ減量普及啓発事業について

1. リサイクル等推進基金充当事業について

(1) 概要

廃棄物の減量、再利用及び適正処理に係る市民・事業者への啓発や市民・事業

者等の活動を支援し、廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、千葉市リサイクル等推進基金条例（以下、「基金条例」という。）を制定し、同推進基金を設置したことに伴い、廃棄物対策課において同推進基金を財源とする事業を管理し、同推進基金を決算における処分額を管理している。

（２）手 続（省略）

（３）結 果

① リサイクル等推進基金を財源とする事業の選定について（意 見）【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

リサイクル等推進基金について、廃棄物対策課では、年に一度、リサイクル等推進基金（以下、「基金」という。）を財源とする事業を所管する課に対して、決算金額と翌年度の予算金額に関する情報を収集するとともに、新たに基金を財源とする事業について、所管課との協議を行っている。基金の処分は次の事業を実施するために、処分することができる（基金条例第6条）。

- i リサイクル等に係る市民、事業者等への啓発に関する事業
- ii リサイクル等に係る市民、事業者等が行う活動の支援に関する事業
- iii その他リサイクル等の推進に関し必要な事業

i～iiの文言をみる限り、「リサイクル等に係る」普及啓発及び活動への支援が中心であるが、iiiには、「その他リサイクル等の推進に関し必要な事業」というある程度、範囲のある充当先の事業を予定しているようにも考えられる。そもそも、基金の原資は粗大ごみ処理手数料収入及び家庭ごみ処理手数料収入等であり、その手数料額の算定上集計されているコストには単に運営費だけではなく、財産の減価償却費も含まれている。したがって、基金充当事業を選定する際に、基金条例の文言（基金条例第6条）を狭く解釈する必要はないものと考えられる。

【結果】

したがって、基金を充当するにふさわしい事業を明確化するために、基金事業の選定の際の判断に効果的な基準を設定することを要望する。その選定基準を設定する際に考慮すべき要素としては次のような項目であると考えられる。

- i 市の実施計画等に位置付けられている事業
- ii 毎年度の重要施策の中でも、ごみの排出抑制や再利用等の3R事業及び適正排出等に効果的な事業
- iii 市民及び議会等、廃棄物行政を取り巻く利害関係者に説明して十分に理解が得られる事業
- iv その他、ごみ処理手数料の有料化に際してその算定根拠としても集計されたごみ処理原価の内容に対応する施設等整備費（減価償却費等）に係る事業

② リサイクル等推進基金の処分について（意見）【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

廃棄物対策課は、平成 26 年度の決算において、決算上の事務処理を簡便に行うため、特定の基金事業に対して予算時に設定していた基金事業に対する充当金額を減額する処理を実施している。例えば、平成 26 年度においては、予算時の基金残高を参考に、事業規模を考慮して、紙・布類分別収集事業に対して予算上の充当割合を減少させている。

しかし、このような処理方法については、事務処理方針や処理方法として明確に定められたものではなく、事務処理担当者間でも共有化されて、人事異動等の際に事務引継等がなされる仕組みとなっているわけではない。

また、基金の充当事業は、予算編成上、一般財源をより多く充当する事業に比較して、予算要求部門の自由度が高いものと考えられる。そのため、予算上の充当割合を決算時において変更し、例えば、特定の事業に集中して減額充当する場合、当該事業の一般財源比率が上昇することとなり、次年度の予算編成上、当該事業の重要性にもかかわらず、予算要求に不利に働く恐れがあることも懸念される。

【結果】

したがって、廃棄物対策課は、決算上の基金財源の充当の取扱いに関する事務処理方針や処理方法について、部局内での処理方針に係る情報の共有化のためにも、明文化し、部局内で周知することを要望する。また、決算上の調整を特定の事業に求める場合には、当該理由（予算上の全ての基金事業に対して平等に負担させることよりも、負担能力主義や事務処理上の便宜を考慮したことなど）及び次年度予算における懸念事項（当該特定事業の充当額を変更したことが予算要求に影響しないかどうかなど）にも留意するよう、決算調製方針等に明記することを要望する。

2. 優良事業者表彰制度について

(1) 概要

廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組む等、千葉市の環境行政に優れた貢献のあった事業者を表彰することにより、廃棄物の減量及び再資源化を促進している。市のWEBページに被表彰者の募集記事を掲載するとともに、対象となる可能性がある事業者に対して個別に募集案内を送付している。そして、応募書類に基づき実地調査を行い、被表彰者を決定している。

(2) 手続（省略）

(3) 結果

① 表彰された事業の取組みについて（意見）【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

千葉市のWEBページにおいて、平成 26 年度の優良事業者の情報の開示が行われている。このような優良事業者の取組みが市によって進められている廃棄物の減

量及び再資源化にどの程度のインパクトを与えているのかについて、定性的情報だけではなく、数量的な効果についても可能な限り公表することで、より具体性を待った説明になるものと考えられる。また、優良事業者の他の同業者にも同じような取組みを広げることができるように、当該活動のノウハウや仕組みをアドバイスするような公表方法も必要ではないかと考える。

【結果】

これまで実施してきた廃棄物の減量及び再資源化に係る優良事業者の表彰制度をより活性化するためにも、優良事業者の社会に与えるインパクトとして、可能な限り数量的な改善効果等の公表を模索することを要望する。また、優良事業者の他の事業者にも同じような取組みが展開できるような活動ノウハウ等に関する情報提供を工夫するよう要望する。

Ⅲ-3. 3R関連事業に係る予算及び執行管理について

1. 3R関連事業に係る予算及び決算の年度推移分析について

(1) 概 要

3R関連事業を推進するために、次のような事業について毎年度予算化され、着実に執行することにより、ごみの減量化・再資源化が推進されている。

- i 焼却ごみ 1/3 削減啓発事業
- ii ごみ減量広報紙発行
- iii ごみ減量のための「ちばルール」の推進
- iv 使用済小型電子機器等回収事業
- v 廃食用油回収・再資源化支援事業
- vi 廃棄物講演会事業及び優良事業者表彰制度
- vii 家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業

このような3R関連事業の予算及び決算の年度推移の状況について、合計額で示したものが次の表である。

【3R関連事業（合計）】

(単位:千円)

年 度	予算額 A	決算額 B	差額 C=B-A	執行残率 C/A
平成 23 年度	32,476	22,315	-10,161	-31%
平成 24 年度	33,570	22,408	-11,162	-33%
平成 25 年度	33,487	23,254	-10,233	-31%
平成 26 年度	28,595	18,565	-10,030	-35%
合 計	128,128	86,542	-41,586	-32%

この表によると各年度の予算の執行残の割合は3割強であることが分かる。そのうち、10%は予算の配当が保留されている影響であると考えられる。

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 3R関連事業に係る予算の設定の妥当性について (意 見)【廃棄物対策課】

【現状・問題点】

3R関連事業の年度別執行額の、予算に対する割合は7割弱であった。予算の配当保留の仕組みを除くと、各年度約8割の執行であることが分かる。このような合計額での予算及び決算状況を、内訳ベースで分析すると、事業ごとに予算執行率等に変動があることが分かる。その中でも、「vii 家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業」の予算規模については、毎年度、約800万円から1,000万円規模の事業であり、しかも、家庭ごみの減量化を目指すうえで重要な施策に位置付けられている事業である。その執行残率が10%の配当保留率を除いても、過去4年間合計ベースで45%と高い割合であることが分かる。当該事業の内容である家庭用生ごみ処理機等の補助金交付が予算上の件数を毎年大きく下回っていることが推測される。その原因を分析することが求められているものと考えられ、その合理的な原因分析がなければ、主要な事業のこれからの展開が望めないものと考えられる。

【結果】

3R事業の中でも主要な事業である「家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業」の執行率が低い原因を深く分析し、事業推進のために障害となっている要素はないか、補助金交付の仕組みに問題はないか、市民のニーズに合致した生ごみ処理機に対する補助金交付となっているか、市民への周知は十分であるか等、検証すべき事項を洗い出し、補助事業の改革に向けて補助制度の再構築を行うよう要望する。

第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。